

令和 4 年度 監査年報

岩手県監査委員事務局

令和 5 年 4 月

目 次

監査委員の役割	1
第1 令和4年度監査等の執行状況	2
1 実施計画	2
(1) 基本方針	2
(2) 個別実施方針	2
2 実施状況	4
(1) 定期監査	4
(2) 行政監査	4
(3) 隨時監査	4
(4) 財政的援助団体等監査	5
(5) 現金出納検査	5
(6) 内部統制評価報告書審査	5
(7) 決算審査	5
(8) 定額資金運用基金運用状況審査	5
(9) 健全化判断比率等審査	5
(10) 指定金融機関等監査	6
(11) 住民監査請求に基づく監査	6
第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果	7
1 指摘の状況	7
2 事務費の不適当な事務処理に係る監査	8
3 行政監査的視点から行った監査	8
(1) 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況について	8
(2) 未利用資産管理状況	8

[資 料 編]

1 定期監査の実施状況	9
(1) 監査対象機関及び実施箇所数	9
(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数総括表	10
2 行政監査（特定テーマ）の結果	11
3 隨時監査の結果	24
(1) 工事現場監査	24
(2) 特定のテーマを設定した隨時監査	25
(3) その他の隨時監査	33
4 財政的援助団体等監査の結果	34
5 内部統制評価報告書審査意見書の概要	35
6 決算審査	36
(1) 令和3年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	36
(2) 令和3年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	37
(3) 令和3年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	39
(4) 令和3年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	41
(5) 令和3年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要	43
7 定額資金運用基金運用状況審査	45
令和3年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	45
8 健全化判断比率等審査	46
(1) 令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	46
(2) 令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	51

9 住民監査請求に基づく監査の結果 52

10 監査の組織体制 53

監査委員の役割

監査委員は、地方自治法に基づいて、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し議見を有する者及び県議会議員から選任されている。

○ 監査委員（令和5年4月1日現在）

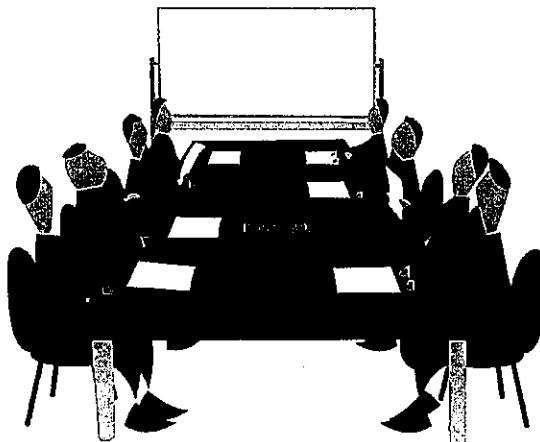
議会選出委員	2人	岩渕 誠
		佐々木 茂光
議見委員	2人	五味 克仁
		中野 玲子

○ 監査の観点

県の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点のほか、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施している。

○ 監査委員の主な権限

- ・財務監査
- ・行政監査
- ・財政的援助団体等の監査
- ・決算審査
- ・現金出納の検査
- ・住民監査請求による監査
- ・健全化判断比率の審査
- ・内部統制評価報告書の審査



○ 監査の結果に関する報告は、議会及び知事等に提出するとともに、岩手県報により公表している。



第1 令和4年度監査等の執行状況

1 実施計画

(1) 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第12号）に基づき以下のとおり令和4年度における監査等を実施する。

定期監査は、財務監査を中心として、監査対象機関が所掌する事務全般について、内部統制の取組状況を踏まえて、よりリスクの高い事務事業に重点化するなど効率的かつ効果的な監査を実施する。

行政監査は、早期に改善すべきと認められる事項等について、定期監査において財務監査と併せて行うほか、社会的関心が高い課題等についてテーマを設定した監査を実施する。

随時監査は、工事現場監査のほか、財務事務に関し、より経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した監査を実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

(2) 個別実施方針

ア 定期監査

(ア) 執行方針

令和4年度の定期監査は、監査対象機関における収入、支出、契約、財産管理及び行政運営並びに現金等の出納保管に関する事務事業について、関係帳票・証書類及び担当職員からのヒアリング等により実施する。

監査の実施に当たっては、監査委員監査基準に基づき以下のとおり重点項目等を定め、監査対象機関の内部統制の取組状況やこれまでの定期監査の実施結果等を踏まえ、よりリスクの高い事務事業への重点化とともに、事務事業の経済的、効率的及び有効的な実施という観点を重視するものとする。

監査の結果、留意改善が必要な事案が認められた場合は、事案の指摘、注意等に止まらず、当該事案の発生原因等の把握に努め、早期是正と再発防止、さらにはより良い事務事業の執行につながる措置を講じることが出来るよう監査対象機関等に助言等を行うものとする。

(イ) 重点項目

(財務監査)

- ・ 収入確保の取組状況（債権管理、未収金回収、減免手続等）
- ・ 事務事業の執行状況（委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務、事業目的の達成状況等）

(行政監査)

- ・ 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況（運営体制及び経理状況、従事する職員の服務手続等）

(ウ) 繙続調査項目

(財務監査)

- ・ 収入事務（調定の時期及び金額）
- ・ 支出事務（赴任旅費）
- ・ 財産管理事務（財産管理簿等及び備品管理一覧表等の整理）

(行政監査)

- ・ 未利用資産の管理状況（未利用資産の状況、活用・処分に向けた取組等）

イ 行政監査

行政監査のうち、定期監査と併せて行う行政監査は、「ア 定期監査」に記載のとおりとする。

また、特定の課題についてテーマを設定した行政監査は、令和4年6月までにテーマの決定と実施計画の策定を行い、同年12月までに監査を実施した上で、令和5年3月までに報告書を取りまとめるものとする。

ウ 随時監査

(ア) 工事現場監査

随時監査のうち、工事現場監査は、令和4年6月までに実施計画を定め、同年10月から11月にかけて監査を実施するものとする。

(イ) 特定のテーマを設定した随時監査

経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査は、令和4年6月までにテーマの決定と実施計画の策定を行い、同年12月までに監査を実施した上で、令和5年3月までに報告書を取りまとめるものとする。

(ウ) その他の随時監査

必要な都度、監査委員協議により随時実施するものとする。

エ 財政的援助団体等監査

(ア) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和4年度監査の実施に当たっては、令和3年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する。

(イ) 重点項目

- a 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えていたる団体等
 - ・財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
 - ・計画と実施内容は相違していないか。

- b 出資している団体等

- ・帳簿その他証拠書類は整備され、かつ、正確に記載されているか。
 - ・事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。

- c 公の施設の管理を行わせている団体等

- ・協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
 - ・仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

オ 現金出納検査

(ア) 執行方針

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、令和4年度の現金出納検査を次のとおり実施する。

毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて、毎月、前月分を対象として、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書類の審査等により実施する。

(イ) 重点項目

- a 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金に属する現金
 - ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
 - ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
 - ・収入支出手続きは適正に行われているか

- b 公営企業会計

- ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
 - ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
 - ・現金は確実かつ有利な方法で安全に運用されているか

カ 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和4年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

キ 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和4年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

ク 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和4年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

ケ 指定金融機関等監査

指定金融機関等の監査は、地方自治法第235条の2第2項及び地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づき、監査委員が必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長、公営企業管理者の要求があるときに実施する。

必要な有無の判断に資するため、会計管理者及び公営企業管理者が行った指定金融機関等の検査結果の報告を求めたうえで、監査委員協議に諮るものとする。

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

令和4年度の定期監査の実施状況は、監査対象345機関（普通会計316機関、企業会計29機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100%である。

区分	令和4年度			令和3年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	316	316	100.0%	315	315	100.0%
企業会計	29	29	100.0%	29	29	100.0%
計	345	345	100.0%	344	344	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	90
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	18
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	2
	6月～8月	本庁（流域下水道事業）	企業会計	1
		医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	15
		企業局本庁	企業会計	1
小計				193
期中監査	9月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	39
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	102
		県立病院	企業会計	11
		小計		152
合計				345

(2) 行政監査

ア 行政監査的視点から行った監査

定期監査の中で財務監査と一体的・総合的に実施した。

また、定期監査等実施計画の中で、次とおり重点項目等を定めて実施した。

- ・ 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況
- ・ 未利用資産の管理状況

イ 特定のテーマを設定した行政監査

令和4年度においては、「試験研究機関の研究内容・活用状況について」をテーマとして、県の試験研究機関における研究が、ニーズを的確に捉えて効果的に実施されているか、計画に基づき効率的に実施されているか、研究成果が適切に検証されているかを監査し、併せて試験研究機関が保有する高額機器の管理や活用の状況等について監査することにより、より実効性のある研究の推進や、所有する高額機器のより効率的な活用に資することを目的として行政監査を実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

(3) 隨時監査

ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和4年度は、8機関、12箇所について実施した。

イ 特定のテーマを設定した随時監査

経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査として、令和4年度は「委託業務における長期継続契約の運用状況について」をテーマに実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

ウ その他の随時監査

随時監査は、必要な都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和4年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかったことから実施しなかった。

(4) 財政的援助団体等監査

令和4年度は、監査対象59団体のうち、22団体（出資団体8団体、補助等財政的援助2団体、指定管理者5団体：複数該当7団体）を実施し、その実施率は37.3%である。

(5) 現金出納検査

令和4年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 内部統制評価報告書審査

令和3年度岩手県内部統制評価報告書の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料と照合精査するとともに、評価対象年度について実施した監査等によって得られた知見に基づき検証を行うなど厳正に実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

(7) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

令和3年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施し、令和4年9月9日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計及び岩手県流域下水道事業会計の4会計について決算審査意見書を提出した。

(8) 定額資金運用基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

令和3年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

(9) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているなどについて審査を実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

区分	令和3年度	令和2年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	13.3	13.7	△ 0.4	25.0	35.0
将来負担比率	200.6	221.5	△ 20.9	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、令和3年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

会計名	令和3年度	令和2年度	増減	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(10) 指定金融機関等監査

令和4年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しなかった。

(11) 住民監査請求に基づく監査

令和4年6月21日付けで県民1名から提出された「かるまい交流駅（仮称）建設用地に係る損害賠償請求に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、令和4年8月3日付けで請求人あて通知した。

令和4年9月26日付けで県民3名から提出された「「故安倍晋三国葬儀」への知事出席に係る公費支出に関する住民監査請求」については、請求人の主張に理由がないので棄却と決定し、令和4年11月25日付けで請求人あて通知するとともに、令和4年12月6日付けの岩手県報により公表した。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は22件（普通会計14件、企業会計8件）となっており、令和3年度に比べて10件減少している。

主な内容は、調定金額の誤りなど収入事務の不適当なものが2件、支出金額の誤り、諸手当の誤支給など支出事務の不適当なものが6件、契約書の作成など契約事務の不適当なものが5件、物品の取得、管理又は処分の手続などの財産管理の不適当なものが4件、行政事務が5件となっている。

なお、指摘としたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	R4年度 件数	R3年度 件数	増減
予算経理		(0件)	0	0	0
収入事務	○調定金額を誤っているもの	資源循環推進課	2	2	0
	○納期限が不適当なもの	生涯学習文化財課			
支出事務	○支出金額を誤っているもの	二戸農林振興センター 二戸土木センター	6	5	1
	○報酬、諸手当、報償費等の額の決定 又は算定を誤っているもの	産業技術短期大学校 花北青雲高等学校 山田病院			
	○資金前渡清算書の提出が遅れている もの	産業技術短期大学校			
契約事務	○契約保証金に係る事務処理が不適 当なもの	中央病院	5	13	△ 8
	○約定、契約当事者、代表者、代理人 等の表示が不適当なもの	医療政策室 医療局			
	○債務の履行確認が不十分なもの	久慈病院			
	○その他契約事務の不適当	長寿社会課			
工事の執行		(0件)	0	1	△ 1
補助金事務		(0件)	0	0	0
財産管理	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理 副簿を整理していないもの	総務室	4	8	△ 4
	○物品の取得、管理又は処分の手続が 不適当なもの	生涯学習文化財課 遠野病院			
	○債権保全手続きが不適当なもの	盛岡) 保健福祉環境部			

行政事務	○執行管理体制の不適当(法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	県南) 農政部 生涯学習文化財課 久慈病院 中部病院 大東病院 (5件)	5	3	2
計			22	32	△ 10

2 事務費の不適当な事務処理に係る監査

過去に発生した需用費等の不適当な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適当な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況について

県の庁舎内に事務局があり県職員が経理等の事務に従事している任意団体について、不適切な事務処理の発生防止を目的として、相互牽制が機能しているか、県と団体の事務が区分けされ処理されているかなどについて、監査を行った。

(2) 未利用資産の管理状況について

監査対象機関が所有している公舎建物のうち未入居の状況が続いているものについて、建物の管理状況や用途廃止に向けた検討状況などを主な視点として、監査を行った。

(資料編)

1 定期監査の実施状況

(1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：箇所、%)

区分		監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)	
定期監査	普通会計	本 庁	77	77	100.0
		広域振興局	65	65	100.0
		総務部所管	1	1	100.0
		復興防災部所管	2	2	100.0
		ふるさと振興部所管	1	1	100.0
		文化スポーツ部	1	1	100.0
		環境生活部所管	3	3	100.0
		保健福祉部所管	17	17	100.0
		商工労働観光部所管	8	8	100.0
		農林水産部所管	22	22	100.0
	他の執行機関等	県土整備部所管	2	2	100.0
		小 計	57	57	100.0
		小 計	199	199	100.0
		本 庁	13	13	100.0
		教育委員会所管	88	88	100.0
企業会計	出先機関	公安委員会所管	16	16	100.0
		小 計	104	104	100.0
		小 計	117	117	100.0
		計	316	316	100.0
	知事部局	本 庁	1	1	100.0
合計	医療局	本 庁	1	1	100.0
		病 院	26	26	100.0
	企 業 局	企 業 局	1	1	100.0
	計	計	29	29	100.0
(参考) 令和3年度の状況		(344)	(344)	(100.0)	

(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表

ア 普通会計

監査項目	監査対象機関	本 庁								広域振興局								広域振興局以外の出先機関等							
		知事部局	農林水産部	土整備部	I C 推進局	商工労働・観光部	環境生活部	文化スポーツ部	ふるさと振興部	保健福祉部	農林部・振興センター	土木部・センター	審査指導監	広域振興局	合計	参考) 令和3年度の状況									
1 予算・経理一般																									
2 収入事務		1				1																			1
3 支出事務				2																					5
4 契約事務																									11
5 工事の執行																									
6 捐助金事務																									
7 財産管理		1				1																			7
8 行政事務の執行		1				1																			3
計						1		2																	27

イ 企業会計

監査項目	監査対象機関	医療局				企業局				合計				アトイ 合計				
		本 庁	県立病院	医療局	企業局	普通会計	企業会計	合計	アトイ 合計	(参考) 令和3年度の 状況				アトイ 合計	(参考) 令和3年度の 状況			
1 予算・経理一般																		
2 収入事務				1														
3 支出事務		1		1														
4 契約事務		2		3		3		2										
5 工事の執行						1												
6 捐助金事務																		
7 財産管理		1		1		1		1										
8 行政事務の執行		3		3		3		3										
計		1	7	8		8		5										
						14		8										

※ 指摘とは、監査指摘基準(平成18年2月27日制定)別表第1又は別表第2の区分に該当するもので、「留意改善を要する事項」として報告及び公表したものである。

2 行政監査（特定テーマ）の結果

試験研究機関の研究内容・活用状況について

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査として、監査委員監査基準（令和 2 年岩手県監査委員告示第 12 条）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

試験研究機関の研究内容・活用状況について

3 監査の目的

県の試験研究機関における研究が、ニーズを的確に捉えて効果的に実施されているか、計画に基づき効率的に実施されているか、また、研究成果が適切に検証されているかを監査し、より実効性のある研究の推進に資することを目的とする。

また、試験研究機関が保有する高額機器の活用や管理状況等について監査することにより、改善点等を明らかにし、所有する高額機器のより効率的な活用に資することを目的とする。

4 監査の対象等

(1) 試験研究機関における研究内容等に係る以下の事項

ア 研究テーマ選定過程・研究成果の活用状況

- (ア) 監査対象の試験研究機関（以下「各試験研究機関」という。）が令和 3 年度に実施した研究テーマ（令和 2 年度以前から継続して実施していたものを含む）の概要及び選定過程
(イ) 平成 29 年度から令和 3 年度の間に研究が終了した研究テーマの成果・実績等
(ウ) (イ) の成果・実績等の活用状況

イ 高額機器の導入・活用状況

令和 4 年 3 月 31 日現在において、各試験研究機関が保有する備品であって、平成 25 年度から令和 3 年度までに取得した計測機器類、試験・実験機器、写真・光学機器、農水産機器類のうち、取得時の価格が 100 万円以上である重要物品（以下「高額機器」という。）に係る以下の事項

- (ア) 導入における検討状況
(イ) 活用状況

(2) 監査実施期間

令和 4 年 9 月～令和 5 年 1 月

(3) 監査対象機関

部局	試験研究機関
環境生活部	環境保健研究センター
農林水産部	農業研究センター、林業技術センター、 水産技術センター、内水面水産技術センター
計	5 機関

5 監査の着眼点

- (1) 研究テーマ選定における地域課題の把握並びに研究手法や事業規模の検討状況
(2) 研究テーマに沿った計画策定や進捗管理
(3) 研究成果の検証体制
(4) 高額機器導入における必要性の検討状況
(5) 高額機器の適正管理及び有効活用

6 監査の実施内容

(1) 監査調書

各試験研究機関に監査調書の提出を求め、研究テーマの数及びその概要、研究テーマの選定過程、進捗管理の状況、研究成果の活用状況並びに試験・実験機器の利用状況等に係る現状を調査した。

(2) 予備監査及び実地調査

各試験研究機関に対して書面によるヒアリング及び資料提出等を求めるなどして予備監査を実施し、監査調書に記載された研究テーマ選定過程や研究成果の活用状況、高額機器の導入・活用状況について取りまとめを行った。

また、試験研究機関の一部に対しては、実地にて予備監査を行い、監査調書に記載された事項の詳細について聴取を行ったほか、試験・実験機器の活用状況や保管の状況について実地調査を実施した。

(3) 本監査

予備監査による監査調書の取りまとめ結果を踏まえて、書面による本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 研究テーマ選定における地域課題の把握並びに研究手法や事業規模の検討状況

(1) 研究テーマの概要

令和3年度に各試験研究機関が取り組んだ研究テーマの総数は、【表1】のとおり 166 テーマであった。その内訳は、基礎研究が 30 テーマ、応用研究が 94 テーマ、開発が 37 テーマとなっており、既存手法の新たな応用方法を探索することなどを目的とした応用研究に取り組んでいる試験研究機関が多いと確認された。

また、研究の態様については【表2】のとおりであり、民間を含めた外部機関等との契約に基づき委託等を受け実施している受託研究(19 テーマ)や契約の有無に限らず、外部の機関等と連携又は共同して実施している共同研究(25 テーマ)の数と比べて、受託研究及び共同研究以外の研究であって各試験研究機関が単独で実施している独自研究が 122 テーマと最も多かった。

【表1】研究テーマ数(種類別)

	基礎研究	応用研究	開発	その他	計
環境保健研究センター	8	8	0	0	16
農業研究センター	13	59	29	4	105
林業技術センター	0	12	0	0	12
水産技術センター	9	8	8	1	26
内水面水産技術センター	0	7	0	0	7
計	30	94	37	5	166

※ 各研究区分は、以下のとおり定義

基礎研究：特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究

応用研究：基礎研究によって発見された知識を利用して特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究

開 発：基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究

(出典：文部科学省科学技術・学術政策研究所、一橋大学イノベーション研究センター「産学連携による知識創出とイノベーションの研究」)

【表2】研究テーマ数（態様別）

(テーマ)

	独自研究	受託研究	共同研究	計
環境保健研究センター	9	2	5	16
農業研究センター	81	13	11	105
林業技術センター	12	0	0	12
水産技術センター	17	3	6	26
内水面水産技術センター	3	1	3	7
計	122	19	25	166

(2) 研究テーマ選定及び事業規模に係る審査の体制

各試験研究機関は、研究の効率的かつ効果的な推進を図るために、研究テーマの選定や研究成果の取りまとめなどに係る要領等（以下「研究要領」という。）をそれぞれ定め、これに基づいた手続により研究を行っていた。また、当該手続の過程においては、ふるさと振興部科学・情報政策室が所管する「岩手県試験研究機関に係る機関評価及び研究評価ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を基本的、共通的な考え方とした研究評価が実施されており、当該研究評価についても、各試験研究機関がそれぞれを取り巻く環境や業務内容の相違等を踏まえ、研究評価に係る要領（以下「評価要領」という。）を各自定め、内部評価及び外部委員による外部評価等の評価体制を整備していた。各試験研究機関の研究要領及び評価要領は【表3】のとおりである。

各試験研究機関が行う研究評価については、ガイドラインにおいて、【表4】のとおり、研究テーマの選定から研究終了後の成果の普及に至るプロセスに応じた4つの評価区分が位置付けられており、各試験研究機関がそれぞれ定めた評価要領において、その実施手法が整理されていた。

そして、研究テーマの選定に当たっては、研究手法や事業規模についての内容の審査を評価要領に基づき行うこととしており、複数年に渡る研究の場合、毎年度末等に行う年度評価等の機会に同様の審査を行うこととしていた。

なお、試験研究機関によっては、独自研究と受託研究及び共同研究とで選定過程が異なる場合があり、一部の手続を省略していたり、研究計画に試験研究機関の意向を反映できないとして、上記のような手続にはよらずに、内部決裁により外部資金を活用した研究への応募や協力研究への参加を決定していたりする場合もあった。

【表3】各試験研究機関の研究要領及び評価要領

環境保健研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県環境保健研究センター（I-RIEP）企画運営要綱 ・岩手県環境保健研究センター研究推進実施要領 ・岩手県環境保健研究センター機関評価及び研究評価実施要領 <p style="text-align: right;">など</p>
農業研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県農業研究センター試験研究推進計画進行管理要領 ・岩手県農業研究センター試験研究課題評価実施要領 <p style="text-align: right;">など</p>
林業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県林業研究開発調整要領 ・岩手県林業技術センター機関評価及び試験研究評価実施要領 <p style="text-align: right;">など</p>
水産技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業試験研究推進連絡調整要領 ・岩手県水産試験研究評価実施要領 <p style="text-align: right;">など</p>
内水面水産技術センター	

【表4】ガイドラインにおける研究評価区分

事前評価	試験研究課題の選定時に、事前評価を実施する。
中間評価	試験研究の実施期間が4年以上の課題について中間評価を実施する。 なお、試験研究課題の選定時において、2年毎の評価の実施等、中間評価の時期を明確に設定するものとする。
事後評価	試験研究終了後に、事後評価を実施する。
追跡評価	試験研究終了後の一定の期間を経過した適切な時点に、追跡評価を実施する。

(3) 地域課題の把握及び選定における反映

地域課題の把握の方法については、各研究分野に係る課題を踏まえた要望を、関係機関及び関係団体等から各試験研究機関が独自に収集したり、県庁関係部局が調査した結果の報告を受けたりするなど、各試験研究機関によって異なるものの、様々な方法で地域課題の把握に努めていた。そして、各試験研究機関で取り組んでいる研究テーマの実施の端緒となる提案理由については、【表5】のとおり、関係団体等からの要望に基づくものが87テーマで最も多く、地域における各分野のニーズを反映させたテーマに取り組んでいることが確認された。

また、各試験研究機関が定めた評価要領においては、その評価項目として地域課題や地域ニーズに適合しているかの判定が行われることとなっており、関係団体等からの要望に基づくもの以外であっても、研究テーマの選定に当たっては、地域課題を反映させた内容の研究を優先しようとする仕組みが設けられていた。

【表5】研究実施の端緒（概要別）

(テーマ)

	契約等に基づくもの	県の方針に基づくもの	関係団体等からの要望に基づくもの	国又は県等の制度(法令等)に基づくもの	職員の自主提案によるもの	その他	計
環境保健研究センター	2	0	4	0	8	2	16
農業研究センター	10	7	46	13	20	9	105
林業技術センター	0	0	9	3	0	0	12
水産技術センター	0	0	23	2	1	0	26
内水面水産技術センター	0	0	5	2	0	0	7
計	12	7	87	20	29	11	166

※ 研究実施の端緒が要望等に基づくものであっても、当該要望団体と契約を締結し、受託研究として実施している事例等があるため、表2の「受託研究」の数と表4の「契約等に基づくもの」の数は一致しない。

※ 環境保健研究センターのその他は、全国団体が実施する調査研究に参加したもの。農業研究センターのその他は、生育経過等のデータ集積を目的として継続的に実施しているもの

2 研究テーマに沿った計画策定や進捗管理

(1) 研究計画の策定

各試験研究機関は、研究テーマを選定する際に、研究要領に基づき、研究テーマに係る目的や研究内容、事業規模、期間等に係る研究計画を定めており、これに従って研究を実施していた。

また、研究要領又は評価要領に基づき、新規の研究については、選定に係る審査が行われる過程において、各研究テーマにおけるニーズの反映状況、目標及び予算計画、スケジュールの妥当性、研究手法の的確性等の項目による事前評価が行われ、複数年に渡る研究については、目標の達成状況や社会情勢等の環境変化を踏まえた対応、研究手法の変更の必要性等の項目による年度評価が行われるなど、内部又は外部委員により研究計画の妥当性を検証する仕組みが設けられていた。

(2) 研究の進捗管理

試験研究機関によって進捗管理の方法は異なるものの、いずれの試験研究機関においても、研究要領又は内規等に基づき、当該年度における研究期間中の毎月や四半期等の一定の機会に、その進捗状況を確認する体制が整備されており、また年度末には、当該研究テーマに係る報告書等をそれぞれ提出させるなどして、その研究の状況を組織として確認することとしていた。

これに伴って、必要に応じて研究計画の見直しも行っており、令和3年度に各試験研究機関が見直しを行った研究は、【表6】のとおり14テーマであった。それぞれの計画変更の理由としては、研究の進捗状況や社会情勢等の環境変化を踏まえて研究期間を延長したり研究規模を縮小したもの、成果が見込めないと判断し中止したものなどであった。

【表6】令和3年度に見直しを行った研究数（理由別）

（テーマ）

	研究期間の延長	研究規模の縮小	研究の中止	研究内容の見直し	計
環境保健研究センター	0	1	0	0	1
農業研究センター	7	0	2	2	11
林業技術センター	0	0	0	0	0
水産技術センター	0	1	1	0	2
内水面水産技術センター	0	0	0	0	0
計	7	2	3	2	14

3 研究成果の検証体制

(1) 研究成果の取りまとめ状況

各試験研究機関は、表3に掲げる要領等に基づき、研究終了後に報告書を作成することとしていた。研究成果等については当該報告書において取りまとめられており、その内容については、同要領等に基づき内部又は外部委員による研究評価が実施され、その検証が行われていた。

平成29年度から令和3年度の間に研究が終了した研究テーマは、【表7】のとおり147テーマであった。その研究終了の主な事由を確認したところ、研究目的を達成したとする研究テーマが101テーマであり、大半の研究テーマにおいて研究計画で設定した目的を達成していることが確認されたが、研究目的が未達であるなどとする研究テーマも確認された。

そして、これらの研究が終了した研究テーマに係る成果の総数は、一つの研究テーマで複数の成果が確認される事例があることから、研究が終了したテーマの数よりも多くなり、【表8】のとおり222件であった。

【表7】平成29年度から令和3年度の間に研究が終了した数（理由別）

（テーマ）

	成果が出る見込みが立たない	研究を継続する必要性が消失した	研究目的を達成した	新たな研究課題に組み換えた	目的は未達だが一定の成果が出た	予算の制約により終了した	計
環境保健研究センター	0	0	25	0	19	0	44
農業研究センター	2	1	62	8	12	0	85
林業技術センター	0	0	5	0	0	0	5
水産技術センター	0	0	6	0	1	3	10
内水面水産技術センター	0	0	3	0	0	0	3
計	2	1	101	8	32	3	147

【表8】研究成果の数 (件)

	計
環境保健研究センター	45
農業研究センター	137
林業技術センター	17
水産技術センター	20
内水面水産技術センター	3
計	222

(2) 研究成果の活用状況

平成29年度から令和3年度の間に研究が終了した研究テーマの成果222件に対して、各試験研究機関が把握している活用事例数は、【表9】のとおり205事例以上であった。

活用事例としては、研究により開発した技術の普及に取り組むことで、生産技術の向上及び生産物の収穫量等の増加につなげた事例や、研究により確立した手法及び知見を反映させ業務改善を図るなどして生産性の向上につなげた事例が70事例以上、研究成果を当該研究分野に係る学会等で発表したり、専門誌等に研究成果が掲載されたりなどした事例が67事例以上あった。

このほか、特許を取得した事例や研究内容が新品種及び新商品の開発に結び付いた事例、生産物の品質が向上した事例など、各試験研究機関が取り組む研究の方向性に従い様々な態様があるが、いずれも研究成果が適切に社会に還元され、広く活用されていることが確認された。

【表9】活用事例数(概要別) (事例)

	生産性の向上等に向けた活用	知的財産を取得	新製品、新商品の開発	製品・商品自体の価値向上への展開	学術論文、学術図書に掲載等	その他	計
環境保健研究センター	7	0	1	0	13	26	47
農業研究センター	55	1	12	6	48	10	132
林業技術センター	2	0	1	0	3	2	8
水産技術センター	3	2	3	0	3	4	15
内水面水産技術センター	3	0	0	0	0	0	3
計	70	3	17	6	67	42	205

※ 本表における活用事例数について、1つの成果の活用事例が複数の類型に計上される場合は、類型ごとに計上しているが、1つの類型の中に複数の活用事例がある場合は、1事例と計上している。このため、各試験研究機関が把握している活用事例の数は、計の値よりも多い場合がある。

※ その他は、研究会等での発表など、他の類型に該当しない外部への情報提供等

(3) 活用に至らなかった研究成果

監査の実施時点において、活用に至らなかった研究成果のある研究テーマは、【表10】のとおり6テーマであった。内訳としては、成果が活用不能なものであったり有用なものではなかったりしたため、その活用状況が把握できないテーマが2テーマ、研究の結果、得られた成果が基礎的な知見に留まり、現場で活用されていないテーマが1テーマであり、いずれも研究の成果自体が活用に適さないというものであった。

【表 10】活用に至らなかった研究成果のある研究テーマの数（概要別）（テーマ）

	活用状況が把握できない	活用されていない	研究終了から間もなく未定	計
環境保健研究センター	0	0	2	2
農業研究センター	1	1	0	2
林業技術センター	0	0	0	0
水産技術センター	1	0	1	2
内水面水産技術センター	0	0	0	0
計	2	1	3	6

(4) 成果の検証体制

ア 研究終了後に行う研究評価

ガイドラインにおいて、位置付けられた4つの評価区分のうち、主に研究成果を検証することとなる研究終了後の評価としては、【表4】のとおり、研究の結果把握された成果等について検証する事後評価、一定期間後の成果の活用状況を検証する追跡評価がある。

ただし、ガイドラインは、各試験研究機関における基本的、共通的な考え方を取りまとめたものであり、記載されている評価の区分を必ず全て実施することは求めていない。実際の研究評価については、前述のとおり、各試験研究機関が、それぞれを取り巻く環境や業務内容の相違等を踏まえて定めた研究要領や評価要領に基づいて行われている。このため、各試験研究機関によっては、追跡評価を研究評価に位置付けていない機関（環境保健研究センター）や、一定の期間ごとに行うとされている中間評価を、年度評価として毎年度行っている機関（農業研究センター）がある。

イ 研究成果の検証状況

各試験研究機関における研究成果の検証状況について確認したところ、事後評価については、全ての試験研究機関において、報告書による成果の把握や内容の検証を行う仕組みが整えられており、この仕組みに基づき取り組まれていた。

一方、研究終了後一定期間経過した後における成果の活用状況の把握等を行う追跡評価については、評価要領に追跡評価を位置付けている試験研究機関のうち、林業技術センター、水産技術センター及び内水面水産技術センターにおいて、全ての研究テーマに対し行うこととしているにも関わらず、一部又は全ての研究テーマに対して、当該評価を行っていないかった。

当該3機関に確認したところ、その事情は【表11】のとおりであり、研究成果によってはフォローアップの必要性が低いものもあるとのことではあったが、各機関とも、要領等に対象の選定又は除外等を定めた規定は設けていなかった。

【表 11】追跡評価を行っていない事情

林業技術センター	・成果の活用・展開状況については、県施策への反映状況を確認することや普及セミナー・技術相談会・意見交換会・共同研究を実施すること等により、把握が可能であるため
水産技術センター	・現場に普及するための技術等以外は追跡する必要がないという判断
内水面水産技術センター	・成果の活用状況の追跡が難しいテーマがあるため ・研究成果は現場への指導を通じて活用が図られるものであり、追跡調査を行う対象にそぐわないという判断

4 高額機器導入における必要性の検討状況

各試験研究機関が保有する高額機器の数とその取得経緯を確認したところ、【表 12】のとおり、経年劣化等を踏まえて試験研究機関が定めた備品更新計画等の取得計画（以下「取得計画等」という。）に基づき計画的に取得している物品とそれ以外の物品等とで、計 187 品であった。なお、内水面水産技術センターについては該当がなかった。

【表 12】において「その他」としている、取得計画等によらずに取得した物品は 98 品であり、その取得経過を確認したところ、研究の実施に当たって又は研究の過程において必要であると判断して取得したものや、新型コロナウイルス検査に対応するために取得したもの、法令改正等に基づき取得したもの、故障等に伴い整備の必要性が生じたことに基づき取得したものなどであった。

研究に必要であるとして取得した高額機器については、各試験研究機関における研究テーマの選定過程における検討や内部における事業規模の検討を踏まえて必要性を整理した上で予算要求を行い、取得していた。

【表 12】各試験研究機関が保有する高額機器の数（取得経緯別）(品)

	取得計画等 に基づき取得	その他	不明	計
環境保健研究センター	65	13	3	81
農業研究センター	15	59	0	74
林業技術センター	5	1	1	7
水産技術センター	0	25	0	25
計	85	98	4	187

※ 環境保健研究センターで不明としている 3 品は、文書保存期間を超過し、取得当時の書類を廃棄しているため、取得経過が確認できないものであること。また、林業技術センターで不明としている 1 品は、他所属が取得した物品が当該センターに設置されたものであること

5 高額機器の適正管理及び有効活用

(1) 高額機器の適正管理

使用状況を確認するに当たって、物品管理規則第 5 条における管理の原則に基づき、適正かつ効率的な管理がなされているか確認するため、会計規則運用通知第 192 条（供用）関係第 2 項第 2 号で示す備品使用簿又は高額機器の使用状況が分かる書類（以下「使用簿等」という。）の整備状況を確認したところ、整備していた高額機器は、【表 13】のとおり 64 品のみであった。

また、業務委託契約に伴う物品の貸付けについては、物品管理規則において物品管理者の責務とされる適正かつ効率的な管理のため、契約書・仕様書に物品の管理等に係る規定を設けるか、別途貸付契約を締結することが求められるが、農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室において、貸借に係る約定等無く、業務委託先に高額機器を使用させ、その使用状況の詳細を把握していないという事例があった。

【表 13】使用簿等の有無(品)

	使用簿等 有	使用簿等 無	計
環境保健研究センター	56	25	81
農業研究センター	3	71	74
林業技術センター	1	6	7
水産技術センター	4	21	25
計	64	123	187

(2) 高額機器の使用状況

使用簿等が無い高額機器については、機器に保存されるデータや研究記録等により把握又は推測するなどして、使用日数を把握した。

令和3年度における高額機器の使用状況について、各試験研究機関からの報告に基づき確認したところ、【表 14-1】及び【表 14-2】のとおり、「0%（全く使用されなかった）」は20品(14.0%)、「10%未満」が42品(27.6%)、「10%以上50%未満」が45品(22.4%)、「50%以上100%未満」が21品(6.9%)と、利用率10%未満が全体の4割以上を占めていた。

【表 14-1】利用率別の高額機器数 (品)

	0%	0%以上 10%未満	10%以上 50%未満	50%以上 100%未満	通年	不明	計
環境保健研究センター	1	11	19	8	42	0	81
農業研究センター	8	18	22	13	12	1	74
林業技術センター	0	2	2	0	3	0	7
水産技術センター	11	11	2	0	1	0	25
計	20	42	45	21	58	1	187

※ 利用率は、各試験研究機関から報告があった使用日数を365で割り返すことで算出している。

※ 利用率が不明な高額機器は、5(1)に記載した農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の事例

【表 14-2】利用率別の高額機器数の割合 (%)

	0%	0%以上 10%未満	10%以上 50%未満	50%以上 100%未満	通年	不明	計
環境保健研究センター	1.2	13.6	23.5	9.9	51.9	0	100
農業研究センター	10.8	24.3	29.7	17.6	16.2	1.4	100
林業技術センター	0	28.6	28.6	0	42.9	0	100
水産技術センター	44.0	44.0	8.0	0	4.0	0	100
計	14.0	27.6	22.4	6.9	28.7	0.3	100

※ 割合は、【表 14-1】の各高額機器数を各試験研究機関が保有する高額機器の数で割り返すことで算出している。

(3) 使用日数が少ない事情

各試験研究機関からの報告において、年間の利用率が10%未満であった高額機器について、使用日数が低い理由を確認したところ、【表 15】のとおり、個々の研究テーマに係る用途や特殊な環境下でのみ使用する場合や、データ収集の都合上稼働期間が限られる場合などの、機器の性質上利用頻度が低いことを理由とする高額機器が45品と最も多かった。

そのほかの理由としては、一部が故障しており使用できなかったこと、年度途中に取得したため使用日数が少なかったことなどであったが、当該機器を活用する研究が終了し、その後に、ほぼ使用されないまま保管されていた高額機器も9品確認された。

【表 15】使用日数が低い理由別の高額機器数 (品)

	特殊用途 で利用頻 度が低い	故障 (未修理)	後継設 備、機器 等導入	陳腐化又 は老朽化	年度途中 の取得	取得目的 事業が 完了	計
環境保健研究センター	11	1	0	0	0	0	12
農業研究センター	17	2	1	1	1	4	26
林業技術センター	1	0	0	0	1	0	2
水産技術センター	16	0	0	0	1	5	22
計	45	3	1	1	3	9	62

(4) 処分等の検討状況

今回確認した 187 品の高額機器について、令和 4 年度以降の使用予定を確認したところ、【表 16】のとおり、研究に引き続き活用するなど、使用予定が有るとする高額機器は 171 品であった。なお、【表 14-1】のとおり、令和 3 年度中に使用実績が無かった高額機器 20 品のうち、令和 4 年度以降の使用を見込む物品は 6 品であり、その具体的な用途は、当初取得した際の用途とは異なる研究での活用等であった。

また、使用予定が無いとする高額機器は、【表 16】のとおり、16 品であった。当該高額機器を保有する試験研究機関によれば、処分等を予定している高額機器は 2 品のみであり、14 品については、他の研究への活用が可能であることを理由として、処分や他機関への貸出し等は検討していないとのことであった。

【表 16】高額機器の使用予定及び処分予定 (品)

	使用予定 有	使用予定 無	処分等 予定有	処分等 予定無	計
環境保健研究センター	81	0	0	0	81
農業研究センター	66	8	2	6	74
林業技術センター	7	0	0	0	7
水産技術センター	17	8	0	8	25
計	171	16	2	14	187

第 3 監査意見

各試験研究機関には、それぞれの任務に従った基盤技術の研究開発の推進、人材育成の支援、企業への技術支援等の様々な役割が期待されている。加えて、それぞれの分野においても、県民や産業界からの高度化・多様化するニーズへの対応が求められているところであり、限られた資源の下で、各試験研究機関がこのような社会からの要請に応えていくためには、試験研究の効果的・効率的な実施とその成果の活用が必要である。

このようなことを踏まえて今回行った試験研究機関の研究内容・活用状況に係る行政監査の結果は、第 2 のとおりであり、この結果に対して次のとおり評価し意見を述べる。

1 全体の評価

各試験研究機関においては、研究テーマの選定、研究計画策定及び進捗管理、研究成果の検証、並びに保有する高額機器の適正管理及び有効活用について、それをおおむね適切に取り組まれていたが、一部において、合規性の観点から改善に向けた対応が必要な事項や、より効果的・効率的な試験研究の推進に向けた検討が求められる事項等が確認された。

については、以下の意見に留意し、引き続き、各試験研究機関における試験研究の推進に努められたい。

2 意見

(1) 研究目的の達成に向けた進捗管理及び研究成果の更なる活用について

平成 29 年度から令和 3 年度の間に研究が終了した研究テーマについて、その大半が研究計画で設定した研究目的を達成したとしており、限られた資源の下、効率的に研究に取り組まれているものと認められる。一方、今回の監査において、少なからず研究目的が未達であるとする研究が確認されたところである。

試験研究はその特性上、様々な事情により想定と異なる結果となるなど研究計画に定めた目的を果たせない事態が生じ得るものではあるが、各試験研究機関においては、効率的な研究推進の観点から、適切な進捗管理の下で研究手法及び研究内容の見直しを適宜行うなどして研究

目的の達成を目指し、県民生活の発展につながる成果の発現に取り組まれたい。

そして、その研究成果を研究活動及び生産現場等に還元していくとともに、様々な機会を捉えて積極的に公表に取り組むなどして活用を図り、引き続き、各分野における研究の推進や県民の安全・安心、社会経済活動の活性化等への貢献に努められたい。

(2) 研究成果の検証体制について

研究評価については、ガイドラインを基本的、共通的な考え方として各試験研究機関が策定した評価要領等に基づき取り組まれていたが、ガイドラインに規定する4つの評価区分のうち、一定期間後の成果の活用状況等を検証する追跡評価について、試験研究機関によって取組状況にばらつきが確認された。公費を用いた研究であることを踏まえれば、研究評価としての追跡評価は、当該研究の有効性や成果の活用状況を明らかにするために実施すべきものと考える。

研究によっては、試験や状況調査、データ収集等の追跡評価に馴染まないものもあるため、追跡評価を行う対象について精査し、あらかじめ整理した上で、いずれの試験研究機関においても、研究評価として追跡評価を行う体制や実施方法については、整備しておくことが望ましい。

なお、評価要領等において、全ての研究テーマに対して行うと位置付けていながら、一部又は全ての研究テーマに対して実施していなかった林業技術センター、水産技術センター及び内水面水産技術センターの3機関においては、評価要領の改正も検討するなどして、適切な検証体制を整備する必要がある。

(3) 高額機器の適正管理及び有効活用について

ア 高額機器の使用状況を把握する仕組みの整備及び把握した使用状況を踏まえた有効活用等

高額機器の使用状況を確認するための書類である使用簿等を整備しておらず、その使用状況に係る情報が、研究記録等からの推測によらざるを得ない事例が複数確認された。各試験研究機関においては、高額機器の正確な使用状況を把握する仕組みを設けるなど、適正な物品管理体制を整備する必要がある。

また、研究終了後の使用実績がほぼ無い高額機器、将来に向けて明確な使用予定が無いとする高額機器も複数確認された。

各試験研究機関においては、上記により把握した高額機器の正確な使用状況に基づき、その効率的な活用について改めて検討を行うとともに、他機関への貸出や売却も含めた処分等を図るなどして、高額機器の有効活用等に努められたい。

イ 適正な物品管理事務の執行

業務委託契約に伴う物品の貸付けについては、適正かつ効率的な物品管理を行うため、貸付契約を締結することなどが求められることから、各試験研究機関においては、適正な事務の執行に留意されたい。

なお、現に手続が取られていない農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室においては、適正な状態となるよう改善を図る必要がある。

【参考資料】

1 岩手県試験研究機関に係る機関評価及び研究評価ガイドライン（抜粋）

(第2 監査の結果 1(2)及び第3 監査意見2(2)関係)

第2 評価の目的

1 試験研究機関の機能強化、効率的な業務運営の推進

組織・運営、研究開発、人材育成などの面からの評価を行うことにより、それぞれの機関が有する使命・役割の遂行状況を検証し、試験研究機関の機能強化、効率的な業務運営の推進を図る。

2 試験研究の効果的・効率的な推進

試験研究課題の選定から試験研究終了後の成果の普及に至るプロセスに関し、適切な評価を実施することにより、成果を重視した効果的・効率的な試験研究の推進を図る。

3 県民の理解の確保

機関評価等の結果等を公開することにより、県民への説明責任を果たし、試験研究機関の運営や試験研究についての県民の理解を得る。

第6 評価の対象

1 機関評価

試験研究機関の業務全般とする。

2 研究評価

外部評価の対象は、試験研究機関及び試験研究機関所管部が定める重点的な試験研究課題等とする。

内部評価の対象は、原則として、試験研究のために行う調査を含む全ての試験研究課題とする。

また、複数の試験研究機関が共同して取り組む試験研究課題については、それぞれの試験研究機関において評価の対象とする。

(第2 監査の結果1(2)、3(4)及び第3 監査意見2(2)関係)

第7 評価の区分及び時期

1 機関評価

原則として3年毎に実施する。ただし、運営方針や業務改善計画の策定など、必要に応じて期間を短縮して実施できるものとする。

2 研究評価

試験研究課題の選定から試験研究終了後の成果の普及に至るプロセスに応じて、以下の評価を実施する。

(1) 事前評価

試験研究課題の選定時に、事前評価を実施する。

(2) 中間評価

試験研究の実施期間が4年以上の課題について中間評価を実施する。

なお、試験研究課題の選定時において、2年毎の評価の実施等、中間評価の時期を明確に設定するものとする。

(3) 事後評価

試験研究終了後に、事後評価を実施する。

(4) 追跡評価

試験研究終了後の一定の期間を経過した適切な時点に、追跡評価を実施する。

2 物品管理規則（抜粋）

(第2 監査の結果 5(1)及び第3 監査意見2(3)ア、イ関係)

(管理の原則)

第5条 物品管理者は、物品を適正かつ効率的に管理しなければならない。

2 物品の管理に関する事務を行う職員は、この規則その他の物品の管理に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならない。

3 隨時監査の結果

(1) 工事現場監査

1 県営建設工事 12件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
盛岡広域振興局農政部	かんがい排水事業水利施設等保全高度化事業松川大堰地区第1号工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監査を行った。	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、並びに工事が経済的かつ効率的に行われているかに着眼して監査を行った。	おおむね良好と認められる。
"	経営体育成基盤整備事業 農地整備事業（経営体育成型）後藤川地区第3号工事	"	"	"
県南広域振興局土木部	道路環境改善事業一般県道衣川水沢線ほか佐倉河地区ほか舗装補修工事	"	"	"
"	地域連携道路整備事業一般国道397号小谷木橋地区道路改良舗装（その2）工事	"	"	"
県南広域振興局土木部 遠野土木センター	道路環境改善事業一般国道340号恩徳地区道路改良舗装工事	"	"	"
"	道路環境改善事業一般国道283号新里地区道路舗装補修（その2）工事	"	"	"
沿岸広域振興局水産部	漁港災害復旧事業大槌漁港海岸災害復旧（23災県第556号安渡地区防潮堤その8）工事	"	"	"
"	漁港災害復旧事業大槌漁港海岸災害復旧（23災県第556号安渡地区防潮堤その9）工事	"	"	"
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター	農道整備事業斐主地区第7号工事	"	"	"
県北広域振興局土木部	地域連携道路整備事業一般県道野田長内線小袖～大尻地区道路改良（その9）工事	"	"	"
岩手県教育委員会事務局教育企画室	校舎建設事業岩手県立伊保内高等学校校舎改築（建築）工事	"	"	"
岩手県警察本部	警察署庁舎整備事業久慈警察署等庁舎新築（機械設備）工事	"	"	"

(2) 特定のテーマを設定した随時監査

第1 随時監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査として、監査委員監査基準（令和 2 年岩手県監査委員告示第 12 号）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

委託業務における長期継続契約の運用状況について

3 監査の目的

本県において「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年岩手県条例第 57 号。以下「本県条例」という。）」が施行され 16 年が経過している。

この間、長期継続契約制度の導入が進んできたところであるが、現行の制度と所属における執行状況に齟齬が生じていないかなど運用上の課題の有無について調査・検証する必要がある。

のことから、委託業務における長期継続契約の活用状況等について、経済性、効率性及び有効性の観点に主眼を置いて、法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査を実施する。

4 監査の対象

(1) 対象とした事務

監査対象機関において令和 3 年度に執行した委託業務（以下「対象業務」という。）について、長期継続契約の視点で調査を実施した。

対象業務数 6,797 件

(2) 監査実施期間

令和 4 年 7 月～12 月

(3) 監査対象機関

知事部局、議会及び委員並びに各委員会の事務部局、医療局、企業局の全機関
計 345 機関

5 監査の着眼点

- (1) 対象業務における長期継続契約の活用状況
- (2) 長期継続契約の根拠規定の適用状況（適用誤りはないか等）
- (3) 長期継続契約と単年度契約の比較検討状況（経済性や効率性の観点による検討状況）
- (4) 長期継続契約に係る制度周知及び指導状況

6 監査の実施内容

(1) 監査調書等による調査

ア 1 次調査（調査対象 345 機関）

対象業務 6,797 件について、長期継続契約に該当する業務内容や件数等の実態を調査するため、監査対象機関に対し、①長期継続契約の該当・非該当、②長期継続契約の実施状況、③長期継続契約の種類・期間等について、調査票により回答を求めた。

イ 2 次調査（調査対象 186 機関）

1 次調査の回答の中から、次に該当する委託業務について、長期継続契約の活用状況や

運用上の課題等をさらに調査・確認するため、該当する機関に対して監査調書の提出を求めた。

なお、公営企業の長期継続契約に該当する契約の種類は、本県条例第2条第3号に基づき各管理者が別に定めており、普通会計との会計制度上の違いもあることから、運用上の課題等を同様に比較検討することが困難であるため、2次調査の対象から除外した。

(ア) 1次調査において、本県条例で定める長期継続契約を締結することができる契約に該当するとして回答のあった委託業務（公営企業を除く）

(イ) 1次調査において、長期継続契約に該当しない契約として回答のあった委託業務（公営企業を除く）のうち、内容の確認をするもの

(2) 予備監査

1次調査及び2次調査の結果を踏まえ、本県条例を所管している出納局会計課に対して監査委員事務局職員による予備監査を実施し、委託業務における長期継続契約の活用状況等について聴取した。

(3) 本監査

出納局会計課に対して予備監査の結果に基づき監査委員による本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 長期継続契約の概要

(1) 長期継続契約とは

長期継続契約は、法第234条の3「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」の規定に基づいて締結する契約である。

これは、債務負担行為について定める法第214条の規定にかかわらず、複数年度にまたがる給付（役務の提供）を受ける契約を締結すれば、年度単位に契約を締結することなく、また債務負担行為としての議決を経ずして、毎年度の経費予算の範囲内で給付（役務の提供等）を受けることができる制度であり、単年度予算主義の原則の例外規定である。

平成16年の法改正に伴い、法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の17において、「地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」と規定され、長期継続契約を締結することができる具体的な契約の範囲については、地方公共団体の条例で定めるものとされた。

(2) 本県の状況

本県においては、上記の法改正を受け、本県条例及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知事が定める契約（平成17年岩手県告示第1096号。以下「本県告示」という。）」が制定・施行された。

施行令第167条の17に規定する条例で定める契約について、本県条例第2条において、次のように定められ、第1号で「物品を借り入れる契約」で対象とするものをアからウとして列挙し、第2号で「役務の提供を受ける契約」で対象とするものをアからイとして列挙し、規定している。

○本県条例（抜粋）

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる物品を借り入れる契約

ア 電子計算機（これに用いられるプログラムを含む。）

イ 事務用機器（アに掲げるものを除く。）

ウ 試験研究用機器

(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約

ア 庁舎、学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理

イ 前号アからウまでに掲げる物品の保守、点検その他の管理

(3) 前2号に掲げるもののほか、物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であることその他の事由により翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、知事又は公営企業の管理者が別に定めるもの

また、本県条例第2条第3号では、第1号及び第2号で列挙した対象契約以外で、長期継続契約の対象とする必要があると認められるものについては、「知事又は公営企業の管理者が別に定める」旨を規定している。その中で、「知事が別に定める契約」については、本県告示において、次のように限定列举し、定めている。

○本県告示

1 次に掲げる物品を借り入れる契約

(1) 庁舎等に備え付けて使用する機器又は調度品

(2) 被服又は寝具

(3) 医療用機器その他医療の提供に必要な物品

(4) 警察業務用機器

(5) 教育用機器（学校以外で行う訓練、講習等のために用いる機器を含む。）

(6) 自動車（道路維持作業用自動車及び災害からの復旧復興の業務のため使用する自動車に限る。）

2 次に掲げる役務の提供を受ける契約

(1) 1(1)から(6)までに掲げる物品の保守、点検その他の管理

(2) 受付案内業務

(3) 給食業務

(4) 歳入の徴収又は収納業務

(5) 医療に関する事務その他医療の提供に必要な業務

(6) 自動車保管場所証明関係業務、運転免許関係業務その他の警察業務

(7) 県政広報業務

(8) 気象情報、交通情報その他の情報の収集及び提供業務

(9) 農業近代化資金その他の制度資金の貸付け及びこれに付隨する業務

(10) 防災ヘリコプター運航業務

(11) 魚類種苗生産等業務

(12) 総務事務センターの行う給与旅費、手当の認定、非常勤職員等の任免及び厚生福利に関する事務その他の事務の処理に係る労働者派遣

そして、上記の本県条例及び本県告示の施行に伴い、出納局長から「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（通知）（平成17年12月26日付け出総第92号。以下「運用通知」という。）」が発せられ、本県条例及び本県告示の対象となる契約や契約手続きなど運用上の留意点等が周知された。

なお、長期継続契約の場合は、契約書中に「翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する」旨の解除条項を設けることが、運用通知において示されている。

2 長期継続契約の活用状況

1次調査の結果、長期継続契約の契約件数は表1のとおりであり、対象業務 6,797 件のうち、181 件の委託業務で長期継続契約が締結されていた。

さらに、公営企業を除いた監査対象機関の中から、表2のとおり本県条例に定める長期継続契約を締結することができる委託業務（以下「長期継続契約に該当する業務」という。）を執行している 186 機関に対して、長期継続契約の活用状況や運用状況等を調査・確認するため、2次調査を実施した。

2次調査の結果、対象業務（公営企業会計除く）5,720 件のうち、長期継続契約に該当する業務は 744 件であり、対象業務（公営企業会計除く）全体の 13.0% であった。そのうち、長期継続契約を行っている契約件数は 113 件、単年度契約を行っている契約件数は 631 件であり、実際に長期継続契約を行っている業務は 15.2% にとどまっていた。（詳細は表3のとおり）

【表1】契約件数

	監査対象機関数	対象業務数	長期継続契約件数（件）
普通会計	316	5,720	113
公営企業会計	29	1,077	68
計	345	6,797	181

【表2】機関数

	機関数
機関数（公営企業を除く）	316
長期継続契約に該当する業務の執行あり	186
うち長期継続契約の執行あり	47
長期継続契約に該当する業務の執行なし	130

【表3】対象業務における長期継続契約の活用状況

	件数（件）	割合（%）
対象業務（公営企業会計除く）	5,720	100.0
(1) 長期継続契約に該当する業務	744	13.0
ア　長期継続契約を行っている業務	113	15.2
イ　単年度契約を行っている業務	631	84.8
(2) 長期継続契約に該当しない業務	4,976	87.0

※ア及びイの割合欄は、「(1) 長期継続契約に該当する業務」に対する割合を算出した。

3 根拠規定の適用状況

長期継続契約を行っている業務 113 件について、その契約の業務種類は表 4 のとおりであり、庁舎、学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理が 60 件と最も多く、全部で 8 種類の業務について長期継続契約が締結されており、その適用状況は適切であった。

また、契約期間は表 5 のとおりであり、2 年を超えて 3 年以下が 85 件と最も多く、長期継続契約を行っている業務全体の 75.2% を占めていた。契約期間の設定理由を調査したところ、運用通知 3 (2) に示されている契約期間の上限（3 年）としたや、委託業務の対象となる委員等の任期に合わせた（警察業務等）などの回答があった。また、契約期間が 3 年を超えている場合の設定理由では、保守対象機器等の更新期間（耐用年数）としたなどの回答があった。

なお、運用通知 5 (3) に基づき、長期継続契約は、各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないものであることから、契約書中に「翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する」旨の解除条項を設ける必要があることとされているが、解除条項を設けていないもの（1 年更新としている契約を除く）が 11 件あった。

【表 4】長期継続契約を行っている業務の種類

長期継続契約の種類	根拠規定	件数 (件)
庁舎、学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理	本県条例第 2 条第 2 号ア	60
前号アからウまでに掲げる物品の保守、点検その他の管理	本県条例第 2 条第 2 号イ	19
受付案内業務	本県告示 2 (2)	1
給食業務	本県告示 2 (3)	11
歳入の徴収又は収納業務	本県告示 2 (4)	6
自動車保管場所証明関係業務、運転免許関係業務その他の警察業務	本県告示 2 (6)	4
県政広報業務	本県告示 2 (7)	3
農業近代化資金その他の制度資金の貸付け及びこれに付随する業務	本県告示 2 (9)	9
計		113

【表 5】契約期間

契約期間	件数 (件)	割合 (%)
1 年以下	0	0.0
2 年以下	1	0.9
3 年以下	85	75.2
4 年以下	1	0.9
5 年以下	11	9.7
6 年以下	7	6.2
10 年以下	2	1.8
15 年以下	2	1.8
20 年以下	2	1.8
25 年以下	2	1.8
計	113	100.0

※端数処理により割合の合計は整合しない。

4 単年度契約との比較検討状況

(1) 長期継続契約を行っている業務の状況

長期継続契約を行っている業務について、単年度による場合との比較検討の実施状況を調査したところ、表6のとおり比較検討を行った契約は42件、比較検討を行っていない契約は71件であった。

さらに、比較検討した内容について調査したところ、契約事務の効率化42件、経費の削減27件、委託業務の質の向上16件、その他14件であった。その他の内容として、将来の予算措置の確実性や、業務の見直し（設備更新等）などがあった。

なお、比較検討を行った契約のほか、比較検討を行っていない契約も含め、長期継続契約を適用した理由を調査したところ表7のとおりであり、事務の効率化が見込まれるが82件と最も多かった。

また、長期継続契約の開始後に把握されたメリットと問題点について調査したところ、メリットについては表8のとおりであり、大半の業務において事務の効率化が図られているという回答があった。それ以外にも、契約額の低減など経費の節減や、ノウハウの蓄積による安定した適正な業務の執行など委託業務の質の向上といったメリットがあるとの回答があった。

一方、問題点については表9のとおりであり、契約期間中に業者の変更ができない、変更契約時の事務負担が大きい、予算が縮減された場合の対応が困難などの回答があった。

【表6】単年度契約との比較検討の実施状況

	件数(件)	割合(%)
比較検討を行った	42	37.2
検討内容	契約事務の効率化	42
	経費の削減	27
	委託業務の質の向上	16
	その他	14
比較検討を行っていない	71	62.8

※検討内容は複数回答の場合がある。

【表7】長期継続契約を適用した主な理由

主な理由	件数(件)
事務の効率化が見込まれる（入札などの契約準備行為を毎年行う必要がない等）	82
長期継続契約に関する規程に該当する	51
経費の節減が見込まれる（契約額の低減が見込まれる、設備の入替え不用）	28
委託業務の質の向上が見込まれる（業務従事者の経験の蓄積、安定したサービスの提供）	16
業務の性質（貸付資金の償還期間、保守対象機器の更新期間）	8

※複数回答の場合がある。

【表8】長期継続契約のメリット

メリット	件数(件)
事務の効率化（入札などの契約準備行為を毎年行う必要がない等）	105
経費の節減（契約額の低減となった、業者が変わる際の移行費用が掛からない）	33

委託業務の質の向上（ノウハウの蓄積による安定した適正な業務の執行、同一事業者による経年劣化の状況把握により適切なタイミングで修理が可能）	30
--	----

※複数回答の場合がある。

【表9】長期継続契約の問題点

問題点	件数（件）
契約期間中に業者の変更ができない	13
変更契約時の事務負担が大きい（機器の一部更新、機器数量、仕様の変更）	7
予算が縮減された場合の対応が困難	4
業務の質を継続して確保することが難しい場合がある	1
新型コロナウィルス感染拡大の影響による業務内容の大幅な変更	1
人事異動による知識やスキルの継承が困難	1

※複数回答の場合がある。

（2）長期継続契約に該当する業務と判断したが単年度契約を行っている業務の状況

長期継続契約に該当するが単年度契約を行っている業務 631 件のうち、当初から長期継続契約に該当する業務と回答があった業務は 355 件、2 次調査において監査側から監査対象機関に確認を求めたところ、長期継続契約に該当する業務と判断を改めた業務は 276 件と 4 割以上あった。

また、単年度契約を行っている業務について、長期継続契約による場合との比較検討の実施状況を調査したところ、表 10 のとおり比較検討を行った契約は 48 件、比較検討を行っていない契約は 583 件であった。

なお、比較検討した内容について調査したところ、契約事務の効率化 36 件、経費の削減 29 件、委託業務の質の向上 9 件、その他 28 件であった。その他の内容として、将来の予算措置の確実性や、業務の見直し（システム改修、業務の必要性等）などがあった。

さらに、比較検討を行った契約のほか、比較検討を行っていない契約も含め、長期継続契約としなかった理由を調査したところ表 11 のとおりであり、前回も単年度契約であったため 212 件、最新の単価により積算する必要があるため 160 件、契約金額の変更が見込まれるため 96 件、契約の相手方の都合 91 件などであった。

【表10】長期継続契約との比較検討の実施状況

	件数（件）	割合（%）
比較検討を行った	48	7.6
検討内容	契約事務の効率化	36
	経費の削減	29
	委託業務の質の向上	9
	その他	28
比較検討を行っていない	583	92.4

※検討内容は複数回答の場合がある。

【表11】長期継続契約としなかった主な理由

主な理由	件数（件）
前回も単年度契約であったため	212

最新の単価により積算する必要があるため(毎年度改訂される人件費単価を用いる必要がある等)	160
契約金額の変更が見込まれるため	96
契約の相手方の都合(特命随契の相手方の契約条件等)	91
業務の見直しが想定されるため(システム改修等)	75
来年度以降の予算の確実な確保が見込めないため	73
長期継続契約の制度の認識・理解が不足していたため	34
利点が見込めないため(経費の削減が見込まれないため、契約額が少額)	25
事務が複雑なため	9
債務負担行為としている(ゼロ県債)	6

※複数回答の場合がある。

5 長期継続契約に係る制度周知及び指導状況

制度の周知及び指導状況について出納局会計課に確認したところ、県内4か所で開催している会計事務に係る研修の中で、契約事務における契約の種類の一つとして長期継続契約を紹介しており、どのような業務が対象になるか等を説明しているとのことであった。

なお、長期継続契約は、単年度予算主義の原則の例外規定であることから、積極的な制度周知は行わず、事例紹介も行っていないとのことであった。

また、所属から制度について照会・相談があった際に、出納局又は出先機関の審査指導監において個別に対応しているとのことであった。その際、長期継続契約については、施行令第167条の17の規定にある「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち」という考え方を厳格に解釈し、従来の契約方式では事務に支障を來すかどうかという視点で応じているとのことであった。

なお、運用通知2(2)において、本県条例第2条第3号に基づく「知事が定める契約」の追加を要望したい場合は協議することとなっているが、追加要望の有無について照会は行っていないとのことであった。

第3 監査意見

1 全体の評価

長期継続契約の運用状況については、合規性の観点では概ね適切に取り組まれていると認められたが、事務の効率化や契約の透明性の観点ではより効果的な運用について、検討を要する点がみられた。

については、以下の意見に留意し、引き続き、長期継続契約の効果的な活用により、事務の効率化や経費の節減に向けて取り組まれたい。

2 意見

(1) 制度の周知について

長期継続契約に該当する業務において、制度を適用して事務の効率化、経費の節減等の効果が認められた契約がある一方で、制度の認知度や理解度が低いことなどから、制度の活用が進んでいない状況も見受けられた。

長期継続契約とすることにより、事務の効率化や経費の節減等が認められる業務については、制度を積極的に活用することが望まれることから、これまで以上に制度の周知に努めるとともに、各機関において利活用が図られるよう具体的な活用事例を示すなど、より細やかな指導に取り組まれたい。

また、各機関への周知に当たっては、各地域の審査指導監と連携し対応に当たることが望まれる。

(2) 長期継続契約と単年度契約の比較検討について

長期継続契約に該当する業務であるが、制度を適用することによる事務の効率化や経費節減等の効果について検討することなく、前年度と同様に単年度契約としていたなどの事態がみられたことから、長期継続契約に該当する業務については、各機関において、長期継続契約を適用した場合の効果について十分検討した上で、契約手続きを進めることが望まれる。

また、事務の効率化や経費節減等の観点に加えて、翌年度以降にわたり役務の提供等を受けることが確実である場合、単年度では金額が少額であることから随意契約としている契約の中には、長期継続契約として複数年分を総額で入札を行うことにより契約の透明性、競争性を高めることにつながる契約もあることから、契約の適正性の観点から、各機関において、長期継続契約のより効果的で適切な活用が図られるよう、より適切な研修等に努められたい。

(3) 契約書の解除条項の記載について

長期継続契約は、毎年度の経費予算の範囲内で役務の提供等を受けることができる単年度予算主義の原則の例外の制度であることから、債務負担行為のように議決によって将来的な予算が保証されるものではないことを踏まえて、契約解除条項を設ける必要があることについて十分理解されるよう各地域の審査指導監と連携し、支出審査時においても確認を徹底するなど、適正な取扱いについて指導や周知に努められたい。

(3) その他の随時監査

令和4年度は、その他の随時監査は実施しなかった。

4 財政的援助団体等監査の結果

(1) 指摘の内容

監査の結果はおおむね良好と認められる。

(2) 監査台帳（抜粋）

監査対象機関	出資 (出捐)	財政的援助団体 又は 債務保証団体			指定 管理者	本監査 年月日	担当監査委員	県 報		監査対象年度	摘要
		補助	貸付	損失 補償 等				登載年月日	番号		
"結(ゆい)グループ"					◎	令和5年2月9日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和5年3月3日	14	令和3年度 環境生活部
岩手県交通株式会社		◎				令和5年2月10日	岩渕 誠	中野 玲子	令和5年3月3日	14	令和3年度 ふるさと振興部
一般財団法人クリーンいわて事業団	◎	○	○	○		令和4年11月14日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和4年12月6日	43	令和3年度 環境生活部
社会福祉法人大洋会					◎	令和5年2月8日	岩渕 誠	五味 克仁	令和5年3月3日	14	令和3年度 保健福祉部
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	◎ ○				○	令和4年11月14日	岩渕 誠	中野 玲子	令和4年12月6日	43	令和3年度 保健福祉部
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	◎ ○					令和5年2月9日	岩渕 誠	中野 玲子	令和5年3月3日	14	令和3年度 商工労働観光部
岩手県ビル管理事業協同組合					◎	令和4年11月14日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和4年12月6日	43	令和3年度 商工労働観光部
公益財団法人岩手県観光協会	◎ ○					令和4年11月14日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和4年12月6日	43	令和3年度 商工労働観光部
岩手県土地開発公社	◎					令和5年2月10日	岩渕 誠	中野 玲子	令和5年3月3日	14	令和3年度 商工労働観光部
公益財団法人ふるさといわて定住財団	◎					令和4年11月14日	岩渕 誠	中野 玲子	令和4年12月6日	43	令和3年度 商工労働観光部
公益社団法人岩手県農業公社	◎		○			令和4年11月14日	岩渕 誠	中野 玲子	令和4年12月6日	43	令和3年度 農林水産部
公益財団法人岩手生物工学研究センター	◎					令和4年11月14日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和4年12月6日	43	令和3年度 農林水産部
公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター	◎					令和4年11月14日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和4年12月6日	43	令和3年度 農林水産部
公益財団法人岩手県林業労働対策基金	◎					令和5年2月10日	岩渕 誠	中野 玲子	令和5年3月3日	14	令和3年度 農林水産部
公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金	◎					令和4年11月14日	岩渕 誠	中野 玲子	令和4年12月6日	43	令和3年度 農林水産部
K O I W A I					◎	令和4年11月14日	岩渕 誠	中野 玲子	令和4年12月6日	43	令和3年度 農林水産部 土整備部
一般財団法人岩手県建築住宅センター					◎	令和5年2月9日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和5年3月3日	14	令和3年度 土整備部
公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	◎	○			○	令和4年11月14日	岩渕 誠	中野 玲子	令和4年12月6日	43	令和3年度 文化スポーツ部 教育委員会
公益財団法人岩手育英奨学会	◎ ○					令和5年2月10日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和5年3月3日	14	令和3年度 教育委員会 事務局
公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター	◎					令和5年2月10日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和5年3月3日	14	令和3年度 県警本部
一般社団法人岩手県畜産協会	◎					令和5年2月10日	岩渕 誠	中野 玲子	令和5年3月3日	14	令和3年度 農林水産部
いわて観光キャンペーン推進協議会	◎	○				令和5年2月10日	佐々木 茂光	五味 克仁	令和5年3月3日	14	令和3年度 商工労働観光部

5 内部統制評価報告書審査意見書の概要

(1) 審査の対象

令和4年8月5日に知事から提出された内部統制評価報告書について審査した。

(2) 審査の方法

内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて、厳正に審査を実施した。

(3) 審査の結果

令和3年度岩手県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は適切であると認められた。

なお、内部統制の対象事務について、定期監査において留意改善を要する事項が認められた機関があったことから、各機関における内部統制に対するより一層の意識の向上を図るとともに、制度のさらなる充実強化に努められたい。

※意見書提出年月日 令和4年9月9日

(2) 和 3 年度岩手県立病院等事業会計決算書査定見図の概要

ア 財政状態及び経営成績

比 級 损 益 計 算 書

科 目	令和元年度 金額	令和2年度 金額	令和3年度 金額	前年度増減	前年度 金額	令和2年度 金額	令和3年度 金額	前年度増減
1 医療収益	97,558,062,214	89,315,569,239	92,466,317,910	+3,150,748,671	917,717,661,516	195,543,110,266	190,692,662,671	-4,856,417,595
(1) 入院料収益	68,193,931,245	56,084,216,155	57,611,511,554	+1,527,255,595	17,608,405,199	17,416,799,698	17,408,517,885	-2,5
(2) 外来収益	28,273,412,675	27,512,624,213	28,707,904,573	+1,195,280,360	4,3	132,103,920,253	130,477,191,534	-1,765,281,086
(3) その他医療収益	5,390,718,294	5,718,728,371	6,146,901,583	+428,172,712	7,5	33,870,316,174	34,034,427,719	+3,384,016,301
2 医療費用	103,077,476,402	107,115,141,500	107,277,605,098	+2,9	4,098	2,777,039,465	2,777,449,698	+26,704,920
(1) 給与費	57,466,746,626	58,220,742,232	58,891,658,105	+670,915,873	121,826,583	112,929,583	103,200,590	-9,728,932
(2) 薬費	24,481,789,429	23,592,508,053	25,102,719,828	+1,701,211,770	4,9	29,540,625	0	0
(3) 給食費	14,233,295,194	14,002,140,624	14,830,053,039	+37,912,415	6,3	2,021,825,587	1,942,708,790	-38,216,490
(4) 交際費	201,138	29,091	23,382	-△ 5,503	△ 18,9	227,416,466	117,403,404	-△ 74,563,297
(5) 研究開発費	6,734,096,297	7,508,745,473	7,711,151,951	+202,406,488	2,7	42,255,843	42,253,843	0
(6) 資源減耗費	150,745,486	129,460,355	198,854,555	+69,394,200	53,9	2,253,183,951	1,924,746,862	-132,748,932
(7) 研究開発費	453,843,515	283,830,569	330,680,430	+46,839,861	16	3,721,010,000	3,810,200,000	-89,100,000
(医業貢益)	△ 10,962,655,491	△ 14,761,907,163	△ 14,688,823,590	-113,083,573	0,8	△ 501,723,860	△ 598,523,600	-17,700,000
3 業外収益	17,036,434,343	23,523,810,554	25,160,345,896	+1,626,735,342	6,9	2,783,478,458	2,853,744,638	-△ 22,583,465
(1) 受取利息及び預当金	△ 31,013,769	32,861	19,500,634	-59,342,8	0	△ 13,医師達成負担金	970,472,800	0
(2) 剰余金利子	488,483,023	6,661,714,410	7,710,358,579	+1,088,684,169	16,3	17,139,468,203	20,487,433,928	-1,116,668,724
(3) 係員金交付金	12,613,772,000	12,750,915,000	12,830,840,733	+79,755,733	0,6	△ 1 現金及び預金	1,916,353,774	-1,116,668,724
(4) 患者外宿料収益	3,761,986,321	3,407,013	3,301,465	-△ 165,548	△ 4,8	(1) 滞選料引当金	786,262,752	1,916,353,774
(5) 長期前受金戻入	3,526,320,390	3,523,810,554	3,965,346,185	+412,995,590	11,7	(2) 長期前消費税	49,095,5449	49,499,852
(6) その他の医業外収益	662,647,344	584,390,675	611,165,419	+26,784,744	4,6	(3) 年度末未収金	14,884,096,898	15,014,788,012
4 医療外費用	5,753,466,099	6,136,716,347	6,180,776,439	+44,060,992	0,7	(4) 医業外未収金	46,028,350	17,91,794,046
(1) 支払利息及び企業債権償却費	1,590,689,974	1,439,933,486	1,233,769,331	-△ 156,163,555	△ 10,8	(5) その他未収金	102,225,631	1,071,400,332
(2) 係務外宿料材料費	1,076,814	1,043,672	1,001,031	-△ 42,641	△ 4,1	(6) 借入引当金	△ 38,904,642	△ 35,234,652
(3) 管理費	4,161,791,311	4,695,749,189	4,896,005,477	+200,266,288	4,3	(7) 業品	327,567,176	323,73,742
(医業外費用)	11,282,968,244	17,337,094,207	18,939,769,457	+1,602,735,250	9,	(8) 前払金	49,322,477	47,625,446
経常損益	320,312,753	2,625,187,044	4,320,945,867	+1,695,758,823	64,6	(9) 費合計	86,798,143	165,055,335
5 特別利益	0	1,688,632,167	50,269,600	-△ 1,638,329,657	△ 97,0	(10) 固定資産	214,857,129,722	212,690,599
(1) 固定資産利子	0	0	50,269,600	-50,269,600	0	(1) 旗艦施設等の財源に充てたための企業債	11,735,168,311	11,369,949,799
(2) その他の特別利益	0	1,688,632,167	0	△ 1,638,632,167	0	(2) 旗艦施設等の財源に充てたための企業債	32,742,355,597	76,527,440,606
6 特別損失	914,076,382	1,822,598,167	56,209,925	-△ 1,682,360,242	96,9	(3) その他の長期借入金	1,025,406,000	2,539,832,324
(1) 固定資産利子	0	0	133,966,000	-0	0	(4) 退職給付引当金	7,000,000,000	6,000,000,000
(2) その他の特別損失	914,076,392	1,688,632,167	56,209,925	-△ 1,632,412,422	96,7	(5) 流動負債	26,582,414,434	27,601,718,103
(事業収益合計)	109,594,496,557	114,528,001,960	117,617,133,406	+3,139,131,446	2,7	(1) 旗艦施設等の財源に充てたための企業債	24,299,886,528	24,097,139,696
(事業費用合計)	110,188,360,186	112,036,759,916	113,322,127,864	+1,315,316,948	1,2	(2) その他の長期借入金	12,683,605,805	12,683,605,805
(総損益)	△ 593,763,629	2,491,251,044	4,315,005,542	+1,823,754,488	73,2	(3) その他の長期割入金	168,400,000	28,866,666
前年度繰越欠損金	47,835,217,344	48,428,980,973	45,937,729,329	-△ 2,491,251,044	△ 5,1	(4) リース債務	1,000,000,000	0
当年度処理差損金	48,428,380,973	46,937,729,239	41,622,724,387	-△ 4,315,005,542	△ 9,4	(5) 医業未収金	33,098,314	0
(参考) 利用患者数及び365床利用率						(6) 医業未払金	3,964,077,017	4,135,367,861
区分	合和元年度	合和2年度	合和3年度	前年度増減	前年度	(7) その他の未払金	47,177,546	47,126,267
入院患者数 (a)	1,194,902	1,089,600	1,089,600	△ 371 △ 0,0	△ 371	△ 3,062,999,326	2,738,676,611	△ 257,188,776
外来患者数 (b)	1,816,735	1,666,259	1,700,620	△ 739,343	△ 739	△ 2,477,628,204	2,040,275,577	△ 22,697,821
年間延滞者数 (a) + (b)	3,011,657	2,755,859	%	△ 254 △ 2,1	△ 254	△ 461,303,90	518,744,824	△ 251,286,658
病床利用率	72.4	66.4	66.6	-0.2	-0.2	401,275,136	430,384,309	△ 1,130,000
(参考) 病床利用率 = (年間延滞者数 / 年間延滞者数) × 100						△ 1,395,498,718	11,977,938,893	△ 11,376,501,219

イ 意見書の内容

審査の方法	令和3年度の治手県立病院等事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って実施されることは、決算の摘要を照合検査することも、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて検証して実施した。
審査の結果	審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。 なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。

○経営の状況
 令和3年度の総収支の状況は、事業収益1,176億6,713万3,406円に対し、事業費用1,133億5,212万7,861円で、純利益43億1,500万5,542円と2期連続して純利益を計上し、当年度末の累積純収益は416億2,272万4,387円となつた。内訳について見ると、医療収益は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたほか、入院患者数はほぼ横ばい、外来患者数は増加に底堅さがあり、患者一人1日当たりの収益が伸びたことから、3億5,074万円余増加した。医業外収益は、新型コロナウイルスワクチン接種対応に係る補助金等の増加により10億2,632万円余増加した。
 医業費用は、企業料費による燃料費等の経費の増加により30億3,766万円余増加した。医業外費用は、企業料費用が減少したものとの、控除対象外消費税の削減等による給与費の増加、高額薬剤の使用量の増加等による燃料費等の高騰による燃料料費や燃料料金の高騰による燃料料金等による燃料料金など、適切な施設基準の早期算定による厚生年金保険、S P D（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、後発医薬品の使用拡大による経費削減、薬剤依頼回収業務未収金の縮減など、運営改善に取り組んだ。
 この結果、本業における収益を示す「平常収益」は43億2,094万円余となり、4,404万円余増加した。
 こうした状況の中、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」に基づき、適切な施設基準による個人医療費未収金の縮減と、医業外費用は、企業料費用が減少したものとの、控除対象外消費税の削減等による給与費の増加、高額薬剤の使用量の増加等による燃料費等の高騰による燃料料費や燃料料金の高騰による燃料料金等による燃料料金など、適切な施設基準の早期算定による厚生年金保険、S P D（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、後発医薬品の使用拡大による経費削減、薬剤依頼回収業務未収金の縮減など、運営改善に取り組んだ。
 なお、県立病院では、公的医療機関としての使命を果たすため、医師の確保はもとより、二次保健医療圏を中心とした紹介・逆紹介の推進等による地域医療の機能を取り組んでいる。

○審査意見
 新型コロナウイルス感染症による入院制限等の休業がおった中、患者一人1日当たりの収益の伸びにより医業収益が増加するなど、経営努力が認められる。しかしながら、事業収益に占める新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金等の割合が増加しており、同補助金等を除いた場合の経常収支は厳しい状況にあることに加え、参拝団人口の減少や少子高齢化による人口構造の変化、新規コロナウイルス感染症の影響が長期化するから、今後の事業運営に当たっては、感染症への対応ながら、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」を着実に実施し、引き続き経常利益の確保に努めることに、経営者へ要請する。
 また、「医師の働き方改革」など今後の医療政策に係る取組に向けて、医師確保及び職員の負担軽減による働きやすい職場づくりや診療体制の充実・強化を図り、良質で安心な医療を提供できる環境を整備するとともに、地域医療を支える体制を充実、強化していくことを期待する。

※意見書提出年月日 令和4年9月9日

意見書の内容	
審査の方法	審査の結果
<p>令和3年度の岩手県電気事業会計決算の監査に当たつては、監査委員監査基準に基づきして、知事がから提出された決算財務事類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従つて運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査することともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p> <p>なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>	<p>審査に付された決算財務事類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿つて行われているものと認められた。</p>
<p>○経営の状況</p> <p>令和3年度の総収支の状況は、事業収益69億8,776万682円に対し、事業費用54億2,682万9,586円で、純利益15億6,093万1,096円を確保した。</p> <p>事業取扱いは、駿河発電所新設があつたものの、出水率が低調であつたこと等により水力発電の電力料収入が低くなつたこと、相模原風力発電所の再開発事業に伴う稼働停止等により風力発電の電力料収入が減となつたことなどから、前年度に比べ1億2,039万円余減少した。</p> <p>事業費用は、相模原風力発電所の再開発事業に伴う既存施設改修費用及び隣接地の借地料の増のほか、相模原地點開発中止に伴う建設貯勘定の償却により特別損失を計上したことなどにより、前年度に比べ5億6,121万円余増加した。</p> <p>○監査意見</p> <p>令和3年度は、相模原風力発電所の再開発事業に伴う始期費などにより事業費用が増加したものとの、15億円を超える純利益を計上するなど、引き続き経営は良好に推移しているものと認められる。引き続き経営は良好に推移していくものと認められる。中長期的な見点も重視した的確な舵取りが継続して求められる。</p> <p>本事業は黒字が継続しているが、一方で、入社新規採用や施設の高齢化に伴う改良・修繕を着実に進める必要があることなどが、このことから、今後の経営に当たつては、「岩手県企業局中期経営方針（2020～2025）」に掲げる「通伝年数100年」の実現に向け、施設の更新、改良、修繕を計画的に実施するなどとともに、電力の安定供給を通じて、地域経済の発展と県民福祉の向上に努められたい。</p> <p>また、上記方針のアクションプランである「第1期中期経営計画」の実現を着実に実施し、電気事業を販り巻く環境の変化への対応に万全を期されたい。</p> <p>なお、「第1期中期経営計画」に基づき組んでいる「クリーンエネルギー導入支援事業」や「ひわて復興プロジェクト」等の地域貢献活動については、被災地への支援も実施するなど、その効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握して、積極的に取り組まれたい。</p>	<p>令和3年度の岩手県電気事業会計決算の監査に当たつては、監査委員監査基準に基づきして、知事がから提出された決算財務事類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿つて運営されているかを検証するため、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p> <p>事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿つて行われているものと認められた。</p>

※意見書提出年月日 令和4年9月9日

(4) 令和3年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状況及び経営成績

科 目		令和元年度		令和2年度		令和3年度		比較貸借対照表
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	前年度割合
1 営業収益	円	795,809,877	747,332,696	811,070,755	63,738,059	8,5	9,788,582,561	12,163,949,577
(1) 給水収益	円	581,911,101	540,154,650	601,502,666	61,048,116	11.3	8,951,161,464	8,876,566,705
(2) その他水収益	円	213,318,591	206,277,041	208,986,523	2,709,482	1.3	656,624,216	656,624,216
(3) 営業雑収益	円	560,185	601,005	583,466	△ 19,539	△3.3	1 固定資産 (1) 工業用設備 ア 土地 イ 建物 ウ 構築物 (2) 工機械及び装置 オ 車両運搬工具 (3) 力工具、器具及び備品 (2) 建設仮勘定 (3) 建設準備勘定 (4) 電話加入権 (5) 電気通信施設利用権	△ 15,177,245
2 営業費用	円	765,818,910	700,356,048	727,419,784	27,063,736	3.9	6,493,691,380	6,304,963,278
(1) 工業用水道業務費	円	611,670,707	580,404,333	596,087,078	15,382,745	2.7	1,738,442,122	1,663,612,093
(2) その他施設業務費	円	92,810,778	87,417,294	105,777,641	18,360,347	21.0	2,770,663	1,817,794
(3) 管理費	円	52,357,425	32,534,421	25,555,065	△ 6,979,356	△21.5	2,258,885	2,132,469
(4) 営業利益	円	38,990,967	46,976,648	83,650,971	36,674,323	76.1	3,282,594,822	3,232,239,608
3 財務収益	円	0	0	0	0	0	4,299,000	0
(1) 受取利息	円	0	0	0	0	0	461,450	461,450
4 事業外収益	円	73,817,109	43,685,312	43,316,042	△ 369,270	△0.8	42,000	27,600
(1) 長期前受金戻入	円	39,603,615	38,480,130	42,159,338	3,679,203	9.6	2,294,777,633	2,255,805,542
(2) 雜収益	円	34,213,494	5,205,182	1,156,044	△ 4,048,478	△77.8	1,168,972,091	1,424,777,633
5 財務費用	円	43,193,736	39,999,313	36,759,741	△ 3,239,621	△8.1	692,921,411	876,387,646
(1) 支払利息	円	43,193,736	39,999,313	36,759,741	△ 3,239,621	△8.1	149,776,807	292,584,445
6 事業外費用	円	5,129,046	36,171	92,687	56,516	156.2	0	0
(1) 雜損失	円	5,129,046	36,171	92,687	56,516	156.2	10,630,380,769	13,332,921,668
(2) 常利益	円	25,494,327	3,649,779	6,463,614	2,813,835	77.1	4,921,969,131	6,922,117,528
7 特別損失	円	64,485,294	50,626,427	90,144,585	39,488,158	78.0	4,725,048,772	6,734,505,264
8 特別損失	円	0	9,309,036	16,021,694	6,712,599	72.1	167,252,660	157,943,565
(3) 事業収益合計	円	869,626,986	800,327,103	870,498,491	70,661,386	8.8	1,167,667,699	29,667,699
(4) 事業費用合計	円	805,141,692	740,391,531	782,213,212	41,871,631	5.7	270,653,238	2,653,415,766
(5) 純利益	円	64,485,294	59,935,522	88,145,279	28,209,757	47.1	356,442,508	364,662,966
前年度繰越利益	円	0	0	0	0	0	0	0
その他の未処分利益剰余金	円	104,644,902	49,731,000	△ 49,731,000	△ 19,6	△ 19,6	10,742,032	11,845,365
当年度未処分利益剰余金	円	169,130,196	109,666,522	88,145,279	△ 21,321,243	△ 19,6	11,918	2,706,998
5 繙延受益	円	1,477,506,906	1,471,076,526	1,432,956,831	△ 38,119,695	△2.6	1,477,506,906	1,471,076,526
(1) 違前受益	円	1,477,506,906	1,471,076,526	1,432,956,831	△ 38,119,695	△2.6	1,477,506,906	1,471,076,526
6 資本	円	6,923,305,207	9,565,910,584	16,518,305,455	6,932,594,871	△2.6	6,923,305,207	9,565,910,584
7 剰余	円	3,492,903,530	3,597,568,432	3,647,279,432	49,731,000	△19.6	3,492,903,530	3,597,568,432
(1) 資本剰余	円	214,172,032	169,462,652	207,876,931	38,414,279	△19.6	214,172,032	169,462,652
(2) 利益剰余	円	45,041,836	45,041,836	45,041,836	0	0	45,041,836	45,041,836
(3) 当年盈余剰余	円	0	0	0	0	0	0	0
ア 資本	円	14,734,294	74,639,816	59,935,522	14,734,294	△19.6	14,734,294	74,639,816
イ 当年盈余剰余	円	169,130,196	109,666,522	66,145,279	214,521,243	△19.6	169,130,196	109,666,522
資本合計	円	3,707,075,562	3,767,011,084	3,855,156,363	88,145,279	△19.6	3,707,075,562	3,855,156,363
負債合計	円	10,630,380,769	13,332,921,668	20,373,661,818	7,040,740,150	△19.6	10,630,380,769	20,373,661,818

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度増減
年間総用水量	㎥ガメートル	13,287,649	12,285,979	* 1,209,651
一日平均総水量	㎥	36,305	33,610	3,300
契約総水量(日量)	㎥	34,731	36,041	37,3941

(参考) 給水の状況

イ 意見書の内容

審査の方法	企業法第3条に規定する経営の基本原則に従つて運営されているかを検証するため、監査委員監査基準に準拠して、事業の経営成績及び財政状態を照合検査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿つて行われているものと認められた。
審査意見	<p>○経営の状況 令和3年度の収支の状況は、事業収益8億7,040万8,491円に対し、事業費用7億8,226万3,212円で、純利益8,814万5,279円を確保した。 事業収益は、給水に係る営業収益とともに増加したことなどから、全体では前年度に比べ6,104円余増加した。また、企業販売が固定費・差額料費や修繕費の増などにより2,700万円余増加した。加えて、工事計画の見直しに伴う会計処理により特別損失1,799万円余を計上したことから、全体では前年度に比べ4,187万円余増加した。</p> <p>○審査意見 令和3年度は、事業収益が増加したことにより、引き続き利益を確保するなど経営努力が認められる。しかしながら、工芸用水道事業を取り巻く経営環境は、施設の老朽化対策による修繕費の増加に加え、現在建設を進めている新浄水場の建設費の計上などにより、厳しい状況が続くこと見込まれることから、一層の経営の改良、修繕、整備を計画的かつ効率的に実施するよう努められたい。また、今後の経営に当たっては、ユーザー企業の活動などに支障が生じないよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、企業説教担当部局との連携を図りながら、新たな需要に的確に対応するなど、契約水質汚染に着実に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を並じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和4年9月9日

(5) 令和3年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書			
科 目	令和2年度 金額	令和3年度 金額	対前年度増減 率
1 営業収益	4,212,517,120	4,276,871,873	64,354,753 1.5%
(1) 市町村負担金	4,124,936,790	4,206,407,200	81,470,410 2.0%
(2) 熱利用下水道モデル事業収益	45,058,306	19,389,474	△ 25,668,832 △ 57.0%
(3) その他の営業収益	42,522,024	51,075,199	8,563,175 20.1%
2 営業費用	8,449,954,977	8,639,456,410	249,601,133 3.0%
(1) 管渠工事費	39,424,231	57,852,311	18,428,080 46.7%
(2) ポンプ場費	201,363,414	175,629,074	△ 25,734,340 △ 12.8%
(3) 处理場料費	2,527,671,312	2,717,294,603	189,623,291 7.5%
(4) 热利用下水道モデル事業費	14,900,000	0	△ 14,900,000 皆減
(5) 税金	325,429,704	304,544,897	△ 20,884,897 △ 6.4%
(6) 減価償却費	5,341,166,316	5,318,133,004	36,966,688 0.7%
(7) 資産減耗料	0	66,102,611	皆減
營業収益	4,237,457,857	4,422,684,537	185,246,680 4.4%
3 営業外収益	5,220,319,041	5,113,130,131	△ 107,288,910 △ 2.1%
(1) 受取利息及び配当金	3,452	4,547	1,095 31.7%
(2) 他会計補助金	923,281,000	841,173,000	△ 82,188,000 △ 8.9%
(3) 他会計貢担金	1,141,000	960,000	△ 181,000 △ 15.9%
(4) 長期前受金戻入	4,209,992,524	4,233,195,501	24,102,977 0.6%
(5) 離職前受金戻入	86,851,065	37,797,033	△ 49,053,982 △ 56.5%
4 営業外費用	424,290,279	399,650,831	△ 24,639,448 △ 5.8%
(1) 仕払和貸及企業取扱賃費	239,546,279	218,249,703	△ 21,298,576 △ 8.9%
(2) 一般会計繰出金	184,742,000	180,269,000	△ 4,473,000 △ 2.4%
(3) 雑支	0	1,132,126	皆減
營業外利益	4,796,078,762	4,713,959,300	△ 82,589,462 △ 1.7%
解説	558,640,905	290,794,763	△ 267,846,142 △ 47.9%
5 特別利益	13,708,800	0	△ 13,708,800 皆減
(1) その他の特別利益	13,708,800	0	△ 13,708,800 皆減
6 特別損失	56,151,455	1,390,000	△ 54,761,455 △ 97.5%
(1) 過年度損正損	0	1,390,000	1,390,000 皆減
(2) その他特別損失	66,151,455	0	△ 66,151,455 皆減
(事業収益合計)	9,446,584,961	9,350,002,004	△ 56,532,957 △ 0.6%
(事業費用合計)	8,930,396,711	9,100,597,241	170,200,530 1.9%
(純利益)	516,198,250	289,404,733	△ 226,723,487 △ 43.9%
前年度繰り越利益剰余金	516,198,250	516,198,250	0
当年度未処分利益剰余金	516,198,250	905,603,013	289,404,763 56.1%

区分	令和2年度	令和3年度	比較貸借対照表		
			資産	負債	純資本
7 利益剰余金	2,351,151,290	2,640,556,053	289,404,763 12.3%	0	0
(1) 利益剰余金	1,834,953,040	1,834,953,040	289,404,763 0.0%	0	0
(2) 当年度未処分利益剰余金	516,198,250	805,603,013	289,404,763 56.1%	289,404,763 56.1%	289,404,763 56.1%
資本合計	11,029,623,535	11,319,028,298	289,404,763 2.6%	289,404,763 2.6%	289,404,763 2.6%
負債合計	85,410,052,182	82,098,848,576	△ 3,311,203,606 △ 3.9%	△ 3,600,608,369 △ 4.3%	△ 3,600,608,369 △ 4.3%

(参考) 处理水量の状況

区分	令和2年度	令和3年度	対前年度増減
年間総処理水量	2,23メートル ³	71,208,327	△ 1,071,382 △ 1.5%
一日平均処理水量	198,028	195,091	△ 2,937 △ 1.5%
当年度未処分利益剰余金	516,198,250	905,603,013	289,404,763 56.1%

イ 意見書の内容

審査の方法	令和3年度の岩手県流域下水道事業会計決算に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従つて運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合検査とともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿つて行われているものと認められた。なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
○経営の状況	令和3年度の総収支の状況は、事業収益93億9,000万2,004円に対し、事業費用91億59万7,241円で、純利益2億8,940万4,763円を計上した。事業収益は、企業償還元利権還資金の減少に伴う一般会計からの補助金の減少など営業外収益が減少したことなどが、前年度に比べ5,659万円余減少した。事業費用は、企業償還元利権還資金の減少に伴い企業償利息が減少したものとの、施設保守委託料などの処理賃費及び設備更新等に係る資産減耗費が増加したことなどから、前年度に比べ1億1,020万円余増加した。この結果、純利益は前年度比2億2,679万円余減少した。
○恣意意見	令和3年度は、事業収益が減少し事業費用が増加したものとの、2期連続で純利益を計上するなど、経営状況はおおむね順調に推移しているものと認められる。しかししながら、流域下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少による流入水量の減少に加え、施設等の老朽化に伴う改築及び修繕に要する費用の増加等により、今後、厳しくなることが見込まれる。このことから、企業会計を見直すこととしている「岩手県流域下水道事業経営懇談」に沿つて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより積極に行うことともに、施設等の改築、更新を計画的、効率的に実施するよう努められたいたい。そして、関係市町と連携のもと経営効率を一層高め、持続的かつ安定的な運営を通じ、将来にわたつて公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用事業の水質保全に資することを期待する。

※意見書提出年月日 令和4年9月9日

7 定額資金運用基金運用状況審査

(1) 令和3年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要

ア 審査の対象 自治振興基金

区分		令和3年度	令和2年度	比較増減
基 前 年 度 末	金 貸 付 現 在 領	円 7,206,000,000 4,742,079,939	円 7,206,000,000 5,756,216,227	円 0 △ 1,014,136,288
当 年 度 の 状 況	貸 付 債 還 領	347,600,000 1,491,885,916	526,100,000 1,540,236,288	△ 178,500,000 △ 48,350,372
当 年 度 末	貸 付 現 在 領	3,597,794,023	4,742,079,939	△ 1,144,285,916
当 年 度 末	貸 付 資 金 残 額	3,608,205,977	2,463,920,061	1,144,285,916

岩手競馬再生推進基金

区分		令和3年度	令和2年度	比較増減
基 前 年 度 末	金 貸 付 現 在 領	円 27,750,000,000 21,370,743,853	円 27,750,000,000 21,820,743,853	円 △ 450,000,000
当 年 度 の 状 況	貸 付 債 還 領	36,106,262,419 36,625,819,236	36,165,116,956 36,615,116,956	△ 58,854,537 10,702,280
当 年 度 末	貸 付 現 在 領	20,851,187,036	21,370,743,853	△ 519,556,817
当 年 度 末	貸 付 資 金 残 額	6,898,812,964	6,379,256,147	519,556,817

土地開発基金

区分		令和3年度	令和2年度	比較増減
基 前 年 度 末	金 貸 付 現 在 領	円 2,200,000,000	円 2,200,000,000	円 0 0 0
当 年 度 の 状 況	用 地 取 得 額	181,842,501		181,842,501 0 0
当 年 度 末	用 地 引 渡 額			
当 年 度 末	現 金 現 在 高	181,842,501		181,842,501 0
当 年 度 末	現 金 現 在 領	2,018,157,499	2,200,000,000	△ 181,842,501

用品調達基金

区分		令和3年度	令和2年度	比較増減
基 用 品 金	購 入 額 (a)	円 50,000,000	円 50,000,000	円
基 用 品 金	出 額 (b)	4,732,380,083	4,315,262,544	417,117,539
年 度 末 在 庫 額	出 額 (c)	4,732,380,083	4,315,262,544	417,117,539
年 度 末 在 庫 額	(b)-(c)-(d)			
運 用 益 金	価 額 (e)	4,732,380,083	4,315,262,544	417,117,539
運 用 益 金	(e)-(c)-(f)			
回 転 数	率 (f)/(c)	94.6回	86.3回	8.3回
回 転 数	(c)/(a)			

美術品取得基金

区分		令和3年度	令和2年度	比較増減
基 前 年 度 末	金 現 在 高	円 500,000,000 263,783,900	円 500,000,000 257,883,900	円 5,900,000
当 年 度 の 状 況	美 術 品 取 得 額	4,658,500	5,900,000	△ 1,241,500
当 年 度 末	美 術 品 引 渡 額			
当 年 度 末	美 術 品 現 在 高	268,442,400	263,783,900	4,658,500
当 年 度 末	資 金 残 額	231,557,600	236,216,100	△ 4,658,500

イ 意見書の内容

審査の方法	令和3年度定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施した。
審査の結果及び意見	令和3年度定額資金運用基金の運用状況は、計数は正確であり、基金設置の趣旨に沿い、適正に運用されているものと認められた。

※意見書提出年月日 令和4年9月9日

8 健全化判断比率等審査

(1) 令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要

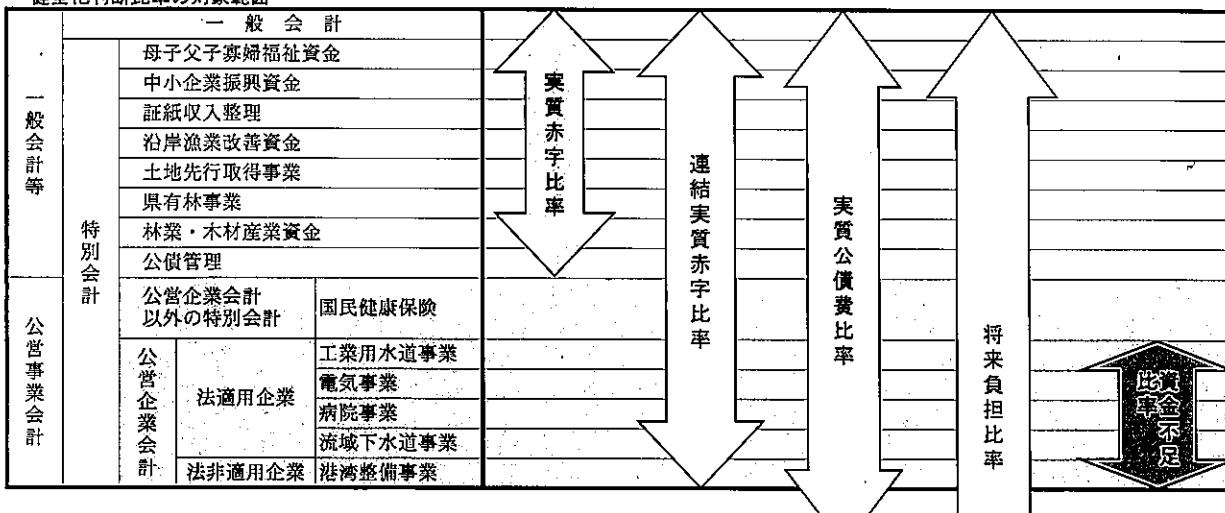
審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどを主眼に置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。																																			
審査の結果	<p>1 審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健全化判断比率</th> <th>令和3年度</th> <th>令和2年度</th> <th>増 減</th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>— %</td> <td>— %</td> <td>— ポイント</td> <td>3.75%</td> <td>5.00%</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8.75%</td> <td>15.00%</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>13.3</td> <td>13.7</td> <td>△0.4</td> <td>25.0%</td> <td>35.0%</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>200.6</td> <td>221.5</td> <td>△20.9</td> <td>400.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置期間の終了により24年度の審査(対象23年度)から15%となっている。</p> <p>2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったことから算定されなかった。実質公債費比率は13.3%となり、前年度に比べ0.4ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を11.7ポイント下回っている。将来負担比率は200.6%となり、前年度に比べ20.9ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を199.4ポイント下回っている。</p>						健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	— %	— %	— ポイント	3.75%	5.00%	連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%	15.00%	実質公債費比率	13.3	13.7	△0.4	25.0%	35.0%	将来負担比率	200.6	221.5	△20.9	400.0%	
健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準																															
実質赤字比率	— %	— %	— ポイント	3.75%	5.00%																															
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%	15.00%																															
実質公債費比率	13.3	13.7	△0.4	25.0%	35.0%																															
将来負担比率	200.6	221.5	△20.9	400.0%																																

(参考1)

1 財政健全化法の概要	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。
2 財政の早期健全化	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告する。また、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表する。
3 財政の再生	健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければならない。 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣に報告する。なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表する。 また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

(参考2)

健全化判断比率の対象範囲



一部事務組合	岩手県競馬組合	
地方公社	岩手県土地開発公社	
地方独立行政法人	岩手県工業技術センター	
	岩手県立大学	
第三セクター等	クリーンいわて事業団	
	岩手県農業公社	
	岩手県信用保証協会	
	いわて産業振興センター	

(参考3)

健全化判断比率について

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

実質赤字比率 =	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	千円	剩余金 17,717,359千円																								
○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額																											
一般会計等に係る特別会計：	<table border="1"> <tr><td>母子父子寡婦福祉資金特別会計</td><td>実質赤字額</td><td>千円</td></tr> <tr><td>中小企業振興資金特別会計</td><td></td><td>千円</td></tr> <tr><td>証紙収入整理特別会計</td><td></td><td>千円</td></tr> <tr><td>沿岸漁業改善資金特別会計</td><td></td><td>千円</td></tr> <tr><td>土地先行取得事業特別会計</td><td></td><td>千円</td></tr> <tr><td>県有林事業特別会計</td><td></td><td>千円</td></tr> <tr><td>林業・木材産業資金特別会計</td><td></td><td>千円</td></tr> <tr><td>公債管理特別会計</td><td></td><td>千円</td></tr> </table>	母子父子寡婦福祉資金特別会計	実質赤字額	千円	中小企業振興資金特別会計		千円	証紙収入整理特別会計		千円	沿岸漁業改善資金特別会計		千円	土地先行取得事業特別会計		千円	県有林事業特別会計		千円	林業・木材産業資金特別会計		千円	公債管理特別会計		千円		
母子父子寡婦福祉資金特別会計	実質赤字額	千円																									
中小企業振興資金特別会計		千円																									
証紙収入整理特別会計		千円																									
沿岸漁業改善資金特別会計		千円																									
土地先行取得事業特別会計		千円																									
県有林事業特別会計		千円																									
林業・木材産業資金特別会計		千円																									
公債管理特別会計		千円																									
○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模		405,634,579千円																									
《算定》																											
一般会計の剩余金 17,717,359千円 ⇒ 実質赤字額なし																											
一般会計の実質赤字額	一般会計等に係る特別会計の実質赤字額																										
実質赤字比率 =	$\frac{-\text{千円}}{+\text{千円}}$	=	-																								
	405,634,579千円																										
	標準財政規模 (①+②+③)																										
① 標準税収入額等	138,415,101千円		※実質赤字額がないので「-」表示となる (分子の剩余金を計算すると△4.36%)																								
② 普通交付税額	232,967,504千円																										
③ 臨時財政対策債発行可能額	34,251,974千円																										

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

連結実質赤字比率 =	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$		
○ 連結実質赤字額：①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額			
① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質赤字額の合計額			
② 公営企業に係る特別会計の資金不足額の合計額			
③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字額の合計			
④ 公営企業に係る特別会計の資金剩余额の合計額			
		※ () 内はR2年度決算	
	①実質赤字額・②資金不足額（千円）	③実質黒字額・④資金剩余额（千円）	備考
一般会計等	—	17,717,359 (24,699,598)	
一般会計及び公営企業以外の特別会計	—	1,241,519 (4,094,708)	歳入ー歳出（翌年度繰越等控除）
病院事業	—	1,101,488 (1,720,203)	
電気事業	—	10,863,456 (6,292,509)	流动資産ー流动負債
工業用水道事業	—	19,002,204 (17,130,417)	ー地方債現在高
流域下水道事業	—	1,224,167 (699078)	
港湾整備事業	—	980,269 (956,314)	(歳入+土地収入見込額) ー(歳出+地方債残高)
計	0	52,130,462 (55,592,827)	

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模 405,634,579千円

《算定》

連結実質赤字比率 =	$\frac{\text{①実質赤字額} + \text{②資金不足額}}{\text{標準財政規模}}$	$\frac{\text{③実質黒字額} + \text{④資金剩余额}}{\text{標準財政規模}}$	—
	— 千円	— 千円	

※実質赤字額がないので「-」表示となる
(分子の剩余金を計算すると△12.85%)

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利債還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。(地方財政法)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利債還金+準元利債還金)} - \text{(特定財源+元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3ヵ年平均)

- 準元利債還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業など
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利債還金及び準元利債還金
- 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	令和3年度 A	令和2年度 B	令和元年度 C	平成30年度 D
分子 ①=②+③-④-⑤	47,212,204	41,070,304	43,850,663	49,253,528
② 地方債の元利債還金	100,080,998	98,992,874	103,838,243	111,144,384
③ 準元利債還金	11,960,991	11,048,748	12,046,614	11,622,441
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	1,418,033	1,318,033	1,118,033	1,018,033
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	9,880,852	9,005,833	10,134,622	9,717,701
病院事業	8,895,934	8,058,295	9,032,450	8,457,731
電気事業	0	0	0	0
工業用水道事業	0	0	12,554	13,034
流域下水道事業	638,528	696,481	740,850	717,071
港湾整備事業	346,390	251,057	348,768	529,865
(臨海土地造成事業)			~	
(特定環境保全公共下水道事業)				
(漁業集落排水施設)				
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金				
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	662,007	724,741	793,429	886,226
PFI事業に係るもの				
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業、(貸) 緑資源機構等の行う事業に対する負担金	662,007	724,741	793,429	886,226
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料				
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの				
利子補給に係るもの				
一時借入金の利子	99	141	530	481
④ 特定財源(貸付金の元利債還金及び県営住宅使用料)	2,139,938	1,726,762	1,557,456	1,348,802
⑤ 元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額	62,689,847	67,244,556	70,476,738	72,164,495
分母 ⑥=⑦-⑧	342,944,732	326,728,404	322,559,510	324,807,711
⑦ 標準財政規模	405,634,579	393,972,960	393,036,248	396,972,206
⑧ 元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額	62,689,847	67,244,556	70,476,738	72,164,495
実質公債費比率 ①/⑥	13.76671%	12.57017%	13.59460%	15.16390%

実質公債費比率 令和3年度の数値 (令和元～令和3の平均)	13.3%
----------------------------------	-------

13.7%

H30～R2 の平均

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①～⑧の合計額
 - ① 一般会計等の年度末地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業
 - ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
 - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
- 充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》
将来負担比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	令和3年度	構成比	令和2年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪-⑫-⑬	688,235,193		723,726,961	△ 35,491,768	
② 将来負担額 ③=④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,559,623,287	100.0%	1,577,414,294	△ 17,791,007	
③ 一般会計等の年度末地方債現在高	1,343,636,317	86.2%	1,353,268,424	△ 9,632,107	
④ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,035,454	0.1%	1,486,867	△ 451,413	
PFI事業に係るもの					
利便施設及び公共施設を買い取るもの					
国営土地改良事業に係るもの (かんがい排水事業、農地開発事業、農地再編整備事業、農用地総合整備事業)	253,092		514,280	△ 261,188	債務負担行為を設定
森林総合研究所等が行う事業に係るもの (農用地総合整備事業、旧緑資源幹線林道事業)	782,362		972,587	△ 190,225	全事業に債務負担行為を設定
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料					
依頼土地の買い戻しに係るもの					
その他これらに準ずるもの					
⑤ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	61,012,367	3.9%	62,172,467	△ 1,160,100	地方債償還に係る一般会計等からの繰入金
病院事業	48,518,679		49,374,929	△ 856,250	
電気事業					
工業用水道事業					
流域下水道事業	7,906,776		7,984,514	△ 77,738	
港湾整備事業	4,586,912		4,813,024	△ 226,112	
⑥ 組合等が起こした地方債の元利償還に充当する県からの負担等見込額		0.0%			
⑦ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)	153,929,561	9.9%	160,464,157	△ 6,534,596	一般会計等対象職員数 17,000人
⑧ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	9,588	0.0%	22,379	△ 12,791	
土地開発公社					
岩手県工業技術センター					
岩手県立大学					
クリーンいわて事業団			13,680	△ 13,680	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県農業公社	9,588		8,699	889	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県信用保証協会					損失補償実行率: 0.1%
岩手県漁業信用基金協会					
いわて産業振興センター					
⑨ 連結実質赤字額		0.0%			
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額		0.0%			
岩手県競馬組合					負担額と同額を基金から貸付(一般会計等負担なし)
⑪ 充當可能基金額	102,647,068	6.6%	69,874,501	32,772,567	
財政調整基金	34,650,505		17,708,602	16,941,903	
減債基金	38,284,778		22,975,615	15,309,163	
国民健康保険広域化等支援基金				0	
地域振興基金	3,441,542		3,456,033	△ 14,491	
東日本大震災津波復興基金	1,762,908		2,290,309	△ 527,401	
産業振興基金	30,000		30,000	0	
いわて社会貢献・復興活動支援基金	214,333		226,910	△ 12,577	
いわて銀河鉄道経営安定化基金	531,426		468,916	62,510	
環境保全基金	154,129		183,995	△ 29,866	
地域医療介護総合確保基金	714,056		745,395	△ 31,339	
子育て支援対策臨時特例基金	7,145		7,144	1 (R 2新規)	
ふるさとの水と土保全基金	513,061		514,606	△ 1,545	
県営林造成基金	319,987		288,313	31,674	
公営林造成基金	229,475		197,013	32,462	
いわての森林づくり基金	2,403,757		2,486,056	△ 82,299	
森林整備等支援基金	188,302		178,781	9,521	
学校施設設備基金	8,723		12,198	△ 3,475	
いわての学び希望基金	6,386,207		6,775,223	△ 389,016	
土地開発基金	2,018,157		2,200,000	△ 181,843	
自治振興基金	3,608,206		2,463,920	1,144,286	
用品調達基金	50,000		50,000	0	
美術品取得基金	231,558		236,216	△ 4,658	
岩手競馬再生推進基金	6,898,813		6,379,256	519,557	
⑫ 特定財源見込額	50,409,640	3.2%	53,058,417	△ 2,648,777	
国庫支出金	242,784		374,919	△ 132,135	国営土地改良事業負担金、森林総合研究所営土地改良事業負担金
地方債を財源とする貸付金の償還金	40,264,134		41,836,473	△ 1,572,339	ふるさと融資元金償還金、中小企業高度化資金貸付金償還金など
公営住宅の賃借料等	9,902,722		10,847,025	△ 944,303	
臨時地方道整備事業債等に係る県負担金					
その他					
⑬ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	718,331,386	46.1%	730,754,415	△ 12,423,029	
分母 ⑭=⑯-⑮	342,944,732		326,728,404	16,216,328	
⑮ 標準財政規模	405,634,579		393,972,960	11,661,619	
⑯ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	62,689,847		67,244,556	△ 4,554,709	

将来負担比率 ⑪/⑯

200.6%

221.5%

(2) 令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された令和3年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。																														
審査の結果	<p>1 審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 計 名</th> <th>令和3年度</th> <th>令和2年度</th> <th>増 減</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県流域下水道事業会計</td> <td>— %</td> <td>— %</td> <td>— ポイント</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。</p>	会 計 名	令和3年度	令和2年度	増 減	経営健全化基準	岩手県流域下水道事業会計	— %	— %	— ポイント	20.0%	岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	20.0%	岩手県立病院等事業会計	—	—	—	20.0%	岩手県電気事業会計	—	—	—	20.0%	岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	20.0%
会 計 名	令和3年度	令和2年度	増 減	経営健全化基準																											
岩手県流域下水道事業会計	— %	— %	— ポイント	20.0%																											
岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	20.0%																											
岩手県立病院等事業会計	—	—	—	20.0%																											
岩手県電気事業会計	—	—	—	20.0%																											
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	20.0%																											

(参考)

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

令和3年度においては、次のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ない。

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額=流動負債等+算入地方債の現在高-流動資産等（-解消可能資金不足額）

対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業（令和2年度から）

(法非適用企業)

《非宅地造成事業》

資金の不足額=歳出額+算入地方債の現在高-歳入額等（-解消可能資金不足額）

対象公営企業：流域下水道事業（令和元年度まで）

《宅地造成事業》

資金の不足額=歳出額+算入地方債の現在高-歳入額等-土地収入見込額（-解消可能資金不足額）
ただし、歳出額+算入地方債の現在高-歳入額等-土地収入見込額+地方債残高>0のとき資金不足額は0とする。

対象公営企業：港湾整備事業

※ 算入地方債の現在高： 建設事業以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額： 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（本県には該当なし）

○ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

《算定》

(単位：千円、%)

会 計 名	①資金不足額 (△ 980,269)	②事業規模 4,276,872	資金不足比率①/② △ 22.9	令和2年度 △ 22.7	増 減 △ 0.2
流域下水道事業	△ 980,269	4,276,872	△ 22.9	△ 22.7	△ 0.2
港湾整備事業	△ 1,133,888	249,368	△ 454.7	△ 321.6	△ 133.1
病院事業	△ 10,863,456	92,466,318	△ 11.7	△ 7.0	△ 4.7
電気事業	△ 19,002,204	6,733,763	△ 282.1	△ 249.4	△ 32.7
工業用水道事業	△ 1,224,167	811,070	△ 150.9	△ 93.5	△ 57.4

※資金不足額がないので「-」表示となる

9 住民監査請求に基づく監査の結果

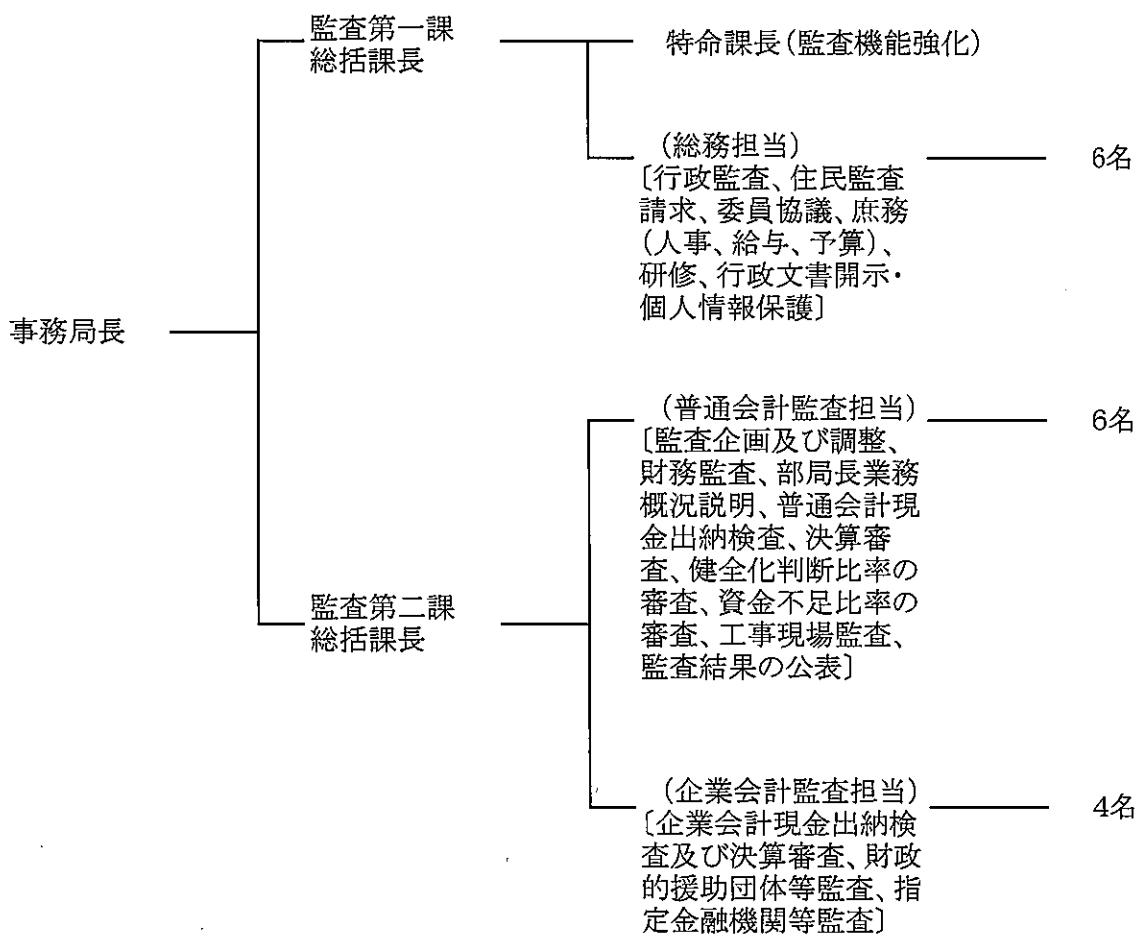
No.	請求人及び受付月日	請求の概要	監査結果等	監査結果等の概要
1	県民1名 R4.6.21	<p>軽米町から提出されたかるまい交流駅(仮称)建設用地における土地の形質変更届について、県環境保全課(二戸保健福祉環境センター)は適正に審査を行わなかった。</p> <p>軽米町が工事に着手したところ、医療系廃棄物等が出土し、調査の結果、鉛土壌汚染が確認され、生じた廃棄物処理等の費用を軽米町は県医療局に請求している。</p> <p>損害が生じた原因の一端は、一部職員による過失、怠慢、不作為、自らの過ちの隠蔽等であることから、職員6名に対し計1億500万円の賠償を求める。</p>	却下 (R4.8.3)	<p>【却下の内容】</p> <p>次のとおり住民監査請求の要件を欠き、不適法であり、請求を却下する。</p> <p>請求人が違法性又は不当性を主張している行為又は不作為は、財務会計上の行為に該当しない。</p> <p>また、単に軽米町から県医療局に対して廃棄物処理等の費用の請求がなされただけでは、公金の支出等が相当の確実さをもって予測される場合には該当しない。</p>
2	県民3名 R4.9.29	<p>岩手県知事が故安倍晋三国葬儀(以下「国葬」という。)に県費を使って参列することは、以下の理由で違法・不当であるので、出席・参列する際の公金支出の差止めを請求する。支出済みの場合は返還請求に切り替える。</p> <p>(1)国葬は「法の下の平等」を定めた憲法第14条違反している。</p> <p>(2)国葬は「思想・信条」を保障した憲法第19条違反している。</p> <p>(3)国葬は「戦前の国葬令」の廃止後、法的根拠がない。</p> <p>(4)国葬は閣議決定だけで国会の論議なしで立憲民主主義に反する。</p> <p>(5)国葬は主権者である国民の過半数が反対している。</p>	棄却 (R4.11.25)	<p>【棄却の内容】</p> <p>次のとおり公金の支出について違法又は不当であるとの請求人の主張には理由がない。</p> <p>(1)国葬の違憲性、違法性又は不当性について</p> <p>国葬は財務会計上の行為ではないため、住民監査請求の対象とはならない。</p> <p>(2)旅費支出の違法性又は不当性について</p> <p>ア 国葬は、閣議決定を経た国の儀式であり、内閣総理大臣名の案内状に基づき公務として出席することは、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為であると考えられる。</p> <p>イ 旅費の支出は、条例等を根拠に、所定の手続きを経て、適正に執行されていたものと認められる。</p> <p>ウ 知事が県費により出席することとした判断は、裁量の範囲内と考えられ、公金の支出については、同判断に基づき、所定の手続を経て適正に執行されている。また、請求人が主張している地方財政法等に照らしても違法性又は不当性は認められない。</p> <p>「公表文」 令和4年12月6日 岩手県監査委員告示第44号</p>

10 監査の組織体制

(1) 監査委員

区分		氏名	任期
議会選出 委 員	非常勤	いわぶち まこと 岩 渕 誠	令和3年10月5日 ~
	非常勤	ささき しげみつ 佐々木 茂光	令和3年10月5日 ~
識見委員	常勤	ごみ かつひと 五味 克仁	令和4年4月1日 ~ 令和8年3月31日
	非常勤	なかの れいこ 中野 玲子	令和4年4月1日 ~ 令和8年3月31日

(2) 監査委員事務局組織



令和 4 年度 監査年報

令和 5 年 4 月 発行

岩手県監査委員事務局

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電 話 : 019-651-3111 (代表)

019-629-6251 (ダイヤルイン)

F A X : 019-629-6254

e-mail : DE0001@pref.iwate.jp

ホームページ : <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/index.html>

この内容についてのお問い合わせは、上記までご連絡ください。